

令和 7 年度

# 高知学園大学

## 自己点検・評価報告書

令和 8 年 3 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	3
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	8
<b>【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】</b> .....	11
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	11
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	13
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献] .....	20
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証] .....	24
<基準Ⅰ ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画> .....	28
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	29
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	29
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果] .....	37
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜] .....	44
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援] .....	48
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	59
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	59
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	75
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	79
<b>【基準Ⅳ 大学運営とガバナンス】</b> .....	84
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の意思決定] .....	84
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営] .....	85
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	87
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表] .....	89

**【資料】**

[様式 9] 提出資料一覧

[様式 10] 備付資料一覧

[様式 11-1~20] 基礎データ

[様式 21] 法令対応確認一覧

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 3 月 23 日

理事長

高瀬 久志

学長

山下 文一

ALO

吉村 斉

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び高知学園大学の沿革

## ＜大学設置法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更 城東学園附属幼稚園設立
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可
令和元年 11 月	高知学園大学設置認可

## 高知学園大学

### <大学の沿革>

令和元年 11月	高知学園大学健康科学部設置認可
令和2年 3月	管理栄養学科を管理栄養士養成施設として指定 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭一種普通免許状(家庭)、高等学校教諭一種普通免許状(家庭) 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 栄養教諭一種普通免許状 臨床検査学科を臨床検査技師等に関する法律施行令第11条に定める学校として指定
令和2年 4月	高知学園大学開学

### (2) 学校法人の概要

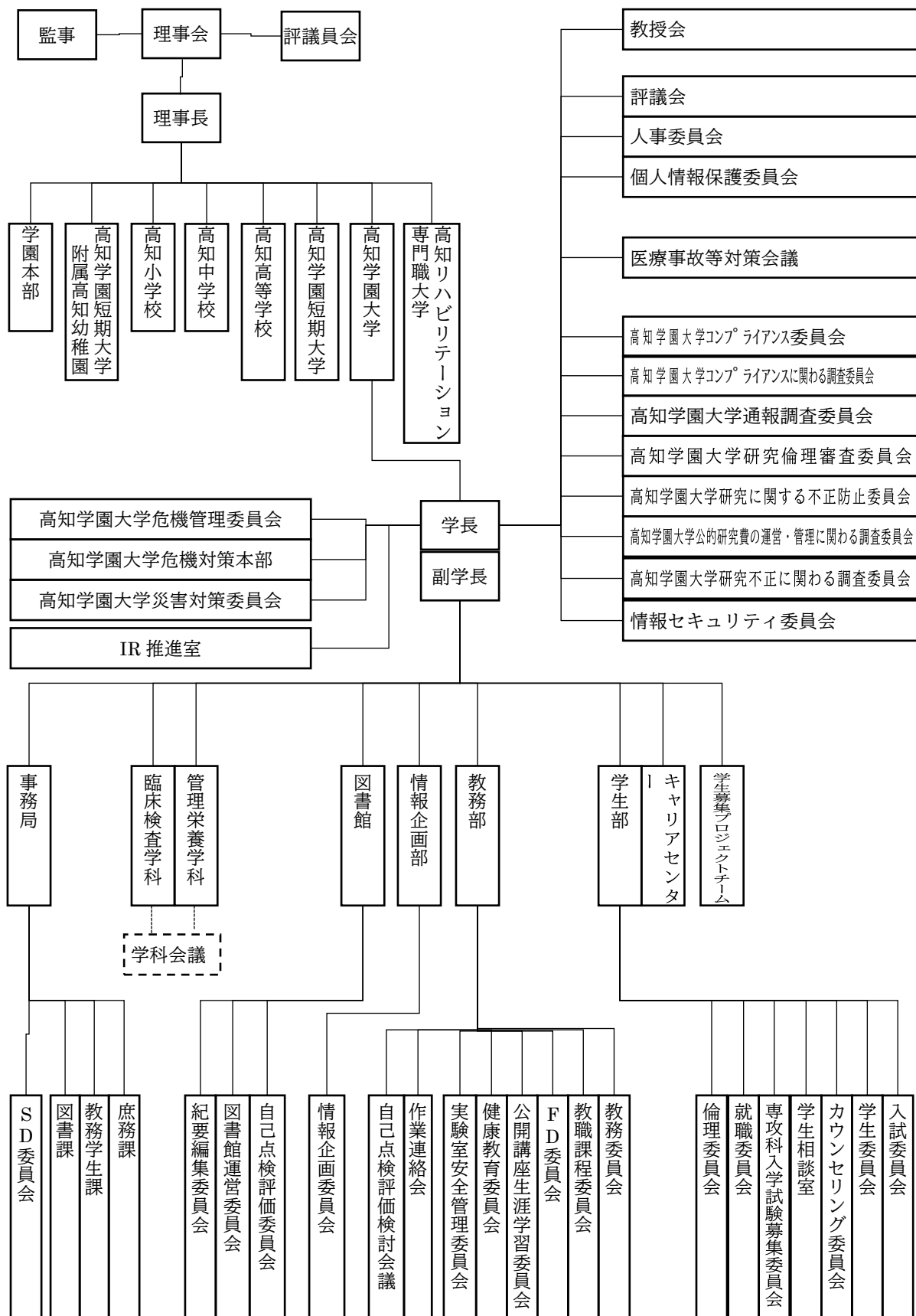
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7(2025)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園大学	高知市旭天神町292-26	130	520	325
高知リハビリテーション 専門職大学	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	395
高知学園短期大学	高知市旭天神町292-26	205 (25)	485 (25)	407
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	580
高知中学校	高知市北端町100	330	990	328
高知小学校	高知市北端町100	80	480	348
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	77

# 高知学園大学

## (3) 学校法人・高知学園大学の組織図

- 組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在



高知学園大学

(4) 学部長名、学科長名一覧

健康科学部 学部長	佐藤 進一郎
健康科学部管理栄養学科 学科長	宮本 恵美
健康科学部臨床検査学科 学科長	佐藤 進一郎

・令和7年5月1日現在

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
なし。
(b) 対策
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし。

(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。具体的には、公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、この計画に則って対応することとしている。教職員には高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で開催する研究倫理研修会等では、研究費の不正使用防止や科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の制度概要等に触れながら説明し、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。教員に対しては e-learning による研究倫理教育を履修することを指示している。交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理に関するガイドライン

## 高知学園大学

- ・ 高知学園大学研究倫理指針
- ・ 高知学園大学研究活動における不正防止計画
- ・ 高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・ 高知学園大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・ 高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・ 高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・ 高知学園大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・ 高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

### 2. 自己点検・評価の組織と活動

#### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

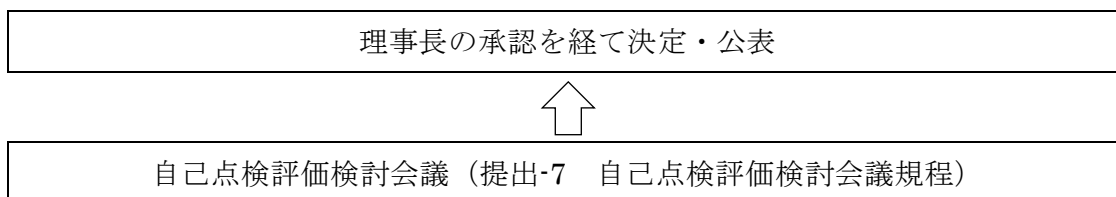
高知学園大学は、自己点検・評価委員会を令和2年に設置して以降、自己点検評価委員会を中心として自己点検・評価報告書（案）を作成している。令和7年5月1日現在の構成員は、学長が指名する者を委員長とし、各学科教員とその他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の9名から構成されている。

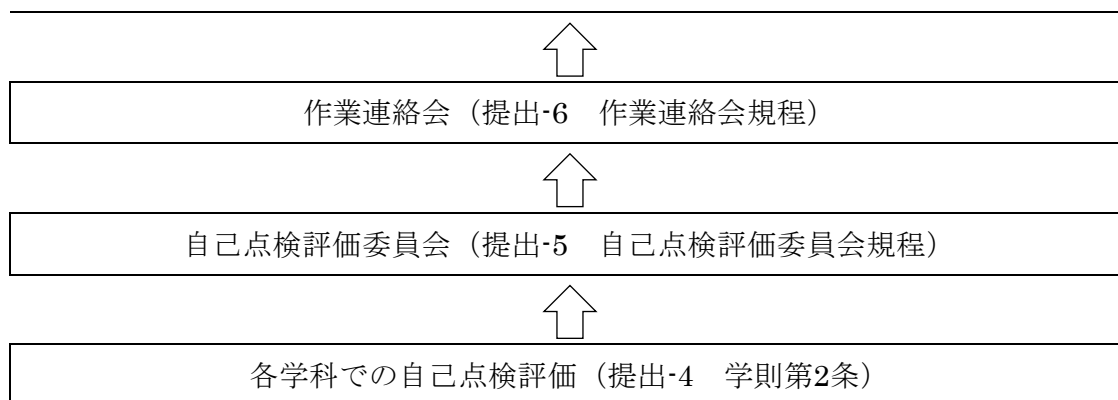
委員長	学長が指名する者
委員	管理栄養学科教員2名
	臨床検査学科教員2名
	事務局長
	庶務課主監
	学生支援担当課長
	教務担当課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

本学では、まず各学科・各部署で自己点検・評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

#### ■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）





■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科、事務局各課等各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に高知学園大学自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、高知学園大学作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書(案)を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書(案)を高知学園大学自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表し、学内外に公開している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科や事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けられるよう、自己点検評価委員会では「自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート」を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、自己点検評価委員会や評議会等で報告するとともに、本学における取り組み状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表し、学内外に公開している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科、事務局における事業計画を策定している。また、全国における自己点検・評価活動の動向についても、自己点検評価委員会等で報告するとともに、前年度からの本学における取り組み状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

令和6年	
4月5日	令和6年度第1回自己点検評価委員会：令和5年度のふり返り、令和6年度自己点検・評価報告書案作成について
7月30日	第2回自己点検評価委員会：令和6年度報告書案の確認

## 高知学園大学

8月13日	第3回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
8月15日	高知学園大学第1回作業連絡会（メール会議）：スケジュール、進め方の確認
8月21日	第2回高知学園大学作業連絡会：令和6年度報告書案の検討
	第4回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
8月22日	第3回高知学園大学作業連絡会：令和6年度報告書案の検討
8月23日	第4回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
	第4評価期間大学認証評価に関する説明会出席（オンライン）：高知学園大学自己点検評価委員会委員長（図書館長）出席
8月26日	第5回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
9月4日	第5回高知学園大学作業連絡会：令和6年度報告書案の検討
9月13日	第6回高知学園大学作業連絡会：令和6年度報告書案の検討
9月24日	第6回自己点検評価委員会（メール会議）：令和6年度報告書案の確認
9月27日	第7回高知学園大学作業連絡会（メール会議）：令和6年度報告書案の検討
10月8日	第1回高知学園大学自己点検評価検討会議＝令和6年度報告書の検討
11月5日	第7回自己点検評価委員会＝令和6年度報告書案の確認、令和7年度に向けた活動に関する検討
11月7日	第8回高知学園大学作業連絡会＝令和6年度報告書案の検討
11月12日	第9回評議会＝令和7年度評価校マニュアルの主な変更点の報告
	第2回高知学園大学自己点検評価検討会議＝令和6年度報告書の決定
12月13日	理事長の承認
12月17日	第10回評議会：令和6年度自己点検・評価活動の動向の報告
令和7年	
3月21日	第8回自己点検評価委員会：令和6年度のふり返し、令和7年度自己点検・評価報告書案作成について
(令和7年度)	
8月13日	令和7年度第1回自己点検評価委員会：認証評価受審、スケジュール、令和7年度自己点検評価報告書作成について
8月26日	令和8年度短期大学認証評価ALO対象説明会：ALO、事務局長出席

メール会議の日付は決議した日を示す。

## 【基準 I ミッションと教育の効果】

## [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き

2 大学案内

3 Web サイト「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」

16 学則

16 高知学園大学の教育目的に関する規程

16 公開講座生涯学習委員会規程

備付資料 1 協定に関する資料

①高知学園大学及び高知学園短期大学と高知高等学校との連携協力活動に関する書類

②産学連携包括推進協定書

③高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書

2 本学が実施した行事に関する資料、

①臨床検査をのぞいてみよう

3 本学が参加した学外行事に関する資料

①リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2024 参加者

85 各委員会議事録

## [区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]

## ＜区分 基準 I-A-1 の現状＞

高知学園大学では、令和 6 年度末に学園本部において過去の文献等を再検討した結果、建学の精神を「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」に変更した。この新しい建学の精神は、本学が目指す教育の根幹をなすものである。

本学の教育の象徴である「世界の鐘」は、昭和 32 年 3 月に世界の「平和と友愛」の願いを込めて制作され、その銘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれている（以下、旧建学の精神を「平和と友愛」と表記）。この「平和と友愛」の精神は、本学の教育理念の柱として継承されてきたが、令和 6 年度末の建学の精神変更に伴い、今後は新しい精神の下で教育活動を展開する。

この「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」という精神に基づき、本学の教育目的を学則（提出-4）第 1 条で定めるとともに、同条第 2 項に基づき、本学の教育理念・理想としてこの精神を柱とした教育基本方針を高知学園大学の教育目的に関する規程（提出-規程集 2）第 2 条で定めている。

新しい建学の精神である「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献や「世界の鐘」に込められた「平和と友愛」を願う精神に通じるものである。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠である。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第 1 条に定める「公共

## 高知学園大学

性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

「世界の鐘」は、歴史的な教育の象徴として、現在も学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して**本学の教育理念に込められた精神**を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は**教育の歴史と理念を象徴するシンボル**としても位置付けられている。特に本学の入学式や卒業式では、配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で**本学の教育理念の変遷と、現在の建学の精神に込められた使命**を開式前に説明することも通して学内外に表明している。また、保護者に対しては大学と保護者の懇談会を毎年開催し、**建学の精神**を説明することとしている。さらに、大学案内（提出-2、p.5~6）やウェブサイト（提出-3「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」）等も通じて学内外に表明している。とくにオープンキャンパスでは、本学志望者とその保護者に対して**建学の精神**を説明して理解を求めるなど、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。

在学生に対しては、学生生活と履修の手引き（提出-1）で**建学の精神**を明示し、オリエンテーション時には**この精神**に基づいた学習成果と教育課程を示しながら、理解を深めるよう取り組んでいる。授業においても、全学科で「平和と友愛論」を必修科目として開講しており、重要な教養として1年次に受講して理解を深めている。また、日常の学生生活を通して「**至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される専門職者**」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内では、**建学の精神**を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。また、図書館では本学創立に関わった川島源司・元学園長に関する書籍を展示し、その中で**本学の教育理念の歴史**を紹介している。これらの環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で**建学の精神**に基づいた教育活動であることを常に点検している。学修の節目として開催する管理栄養学科の飛翔式、臨床検査学科の宣誓式においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も**本学の教育理念**を自覚し共有することとしている。これらの取り組みも通して、教職員及び学生は建学の精神について考え、日々の取り組みや教育研究活動との関連を確認している。

### <テーマ 基準 I-A ミッションの課題>

私学である本学にとって、建学の精神は本学の存在意義を示すものである。したがって、教育や研究、行事等で展開される活動の目的と、建学の精神がどのように関連するのかを明白にすることが求められる。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程において、教職員自らが建学の精神と学習成果獲得との関連をその都度考察して意味づけを行い、学生に伝えながら発展させていくことが今後の課題である。新しい建学の精神についても、学生・教職員に周知し、教育目的や方針との関連を丁寧に説明することが必要である。

### <テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学生生活と履修の手引き
- 2 大学案内 2025 [令和 7 (2025) 年度]
- 3 ウェブサイト  
「教育目的」  
「学習成果」  
「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」  
「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」  
「アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」
- 5 学生募集要項 2025 [令和 7 (2025) 年度]
- 9 シラバス
- 16 学則
- 17-19 教授会議事録

備付資料

- 4 ポリシー・マップ  
①高知学園大学  
②管理栄養学科  
③臨床検査学科
- 5 シラバス作成に関する資料  
①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領  
②シラバス確認について
- 12 アセスメントプラン
- 14 令和 5 年度管理栄養学科の運営に関する部会
- 16 GPA 分布一覧
- 19 授業アンケートに関する資料  
①授業アンケート結果集計資料  
②授業アンケートに対する自己分析の報告資料
- 24 合格者への配付資料一式
- 53 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告 [令和 6 (2024) 年度]
- 58 学外研修受講に関する資料①学外研修受講報告書
- 90 各学科会議議事録
- 87-89 評議会議事録  
高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2025

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

高知学園大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則 (提出・学則) 第 1 条に定めてい

## 高知学園大学

る。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園大学の教育目的に関する規程（提出資料-規程集）第2条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-学生生活と履修の手引き）や公式サイト（提出-「教育目的」）、学生募集要項（提出-学生募集要項）等で表明している。

さらに、教育目的と教育基本方針に基づき、各学科はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園大学の教育目的に関する規程第3条（1）～（2）（提出資料-規程集）に定め、学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても、大学案内（提出）や公式サイトで表明して広く認識してもらうよう説明している。このように、本学は「教育研究上の目的」を大学設置基準第2条に基づいて学則に定め、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて学内外に表明している。

各学科では進路決定状況や学外実習における評価、ボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見、卒業時アンケート（備付-ファクトブック）などを参考に、教育目的の達成状況や人材養成の状況を把握・評価し、学科会議で点検している。評議会では、これらの評価をもとに、年度前半に各学科での教育目的の見直しを検討するよう依頼している（備付-評議会議事録（第3回））。なお、本年度末には、建学の精神の変更に伴い、大学全体で再度教育目的の見直しを行い、次年度施行となるよう改正を行った（提出-教授会議事録（第16回）、備付-評議会議事録（第18回））。このように、本学では各学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。本学では、建学の精神をミッションと位置づけ、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力の養成と食・栄養・健康の専門家として情報発信できる管理栄養士を養成するため、教育目的を高知学園大学の教育目的に関する規程に定め、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）やウェブサイト（提出-3「教育目的」）等でも学部・学科等の教育目的・目標を学内外に表明している。また、オープンキャンパスや入学前の進学説明会、入学生オリエンテーション等の機会を利用して、管理栄養士の職責や業務内容、活躍の場を示しながら、教育目的の理解を学生に浸透させるとともに、職業人としての自覚の醸成を図っている。その際、管理栄養士免許の取得を確実に実現するために、具体的制度の説明や継続して学び続けることの重要性を認識するよう取り組んでいる。また、学部・学科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。さらに、管理栄養士国家試験受験資格の取得達成に向けた対策について適宜、学科会議で総合的な観点から協議している（備付-89「管理栄養学科」）。

### 【健康科学部臨床検査学科】

#### 健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、建学の精神を基盤とした学科のミッションに基づき教育目的を設定し、高知学園大学「教育目的に関する規程」に明記している。これらの目的は、学生生活

## 高知学園大学

と履修の手引き（提出-1、p.1）、大学案内（提出-2、p.10）、ウェブサイト（提出-3「教育目的」）などを通じて学内外へ周知している。

学生には、入学時の学科オリエンテーションにおいて教育目的を説明し、4年間の学びを通じて現代医療を支える専門職としての実践力を身につけるよう意識づけを行っている。また、担任・副担任は定期試験後に個別面談を行い、学修方法や生活習慣について助言し、学生が教育目的に沿って成長できるよう支援している。

学科教員は日常の授業や実習において、この教育目的・目標を踏まえた教育活動を展開している。特に近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大やがんゲノム医療の進展により、臨床検査技師の専門性が社会から一層注目されており、本学科の教育目的・目標が社会的要請と合致することの重要性は高まっている。そのため、令和5年度には学科会議において、人材養成と社会的ニーズの整合性について定期的に点検を実施した（備付-89「臨床検査学科」）。

### 【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。】

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

高知学園大学では教育目的に基づき、建学の精神を柱とした専門的職業人を育成するための学習成果を定めている。具体的な専門性については各学科で教育目的に基づいて掲げ、各専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得を学習成果として示している。全学及び各学科の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-学生生活と履修の手引き）にて学生が認識できるよう表明している。また、学外に対しても公式サイト（提出「学習成果」）や学生募集要項（提出「学生募集要項」）にて表明している。

学習成果については、年度前半に各学科での教育目的と共に学習成果の見直しを検討するよう依頼している（備付-評議会議事録（第3回））。本年度末には、建学の精神の改正に伴い、各学科で検討された新学習成果をもとに評議会（備付-評議会議事録）で点検し、教授会（提出-教授会議事録）で周知し理解を深めた。このように、学校教育法第109条および学校教育法施行規則第172条の2に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検し、公表している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、学生たちが「食と栄養を通して、地域社会の人々に健康の維持・増進を図ることができるための能力」を獲得することで建学の精神を具現化するために学習成果を示している。これらは「学生生活と履修の手引き」（提出-1、p.8）やウェブサイト（提出-3「学習成果」）等で表明している。

本学科の学習成果は、教育目的を達成するために、必要な知識や技術等を習得できるよう示したものである。具体的には、教育目的の「食と栄養に関わる専門的知識と技術を習得する」ことで、「食・栄養に関する専門的知識を適切に活用する」ことが可能となる。また、教育目的の「多岐にわたる業務に貢献できる実践力」を身に付けることで、「自ら課題を立て、その課題解決に取り組む」ことや「医療や教育など生活全般における自らの役割を果たす」ことが可能となる。そして、教育目的の「健康維持・増進の重要性を理解」することで、「適切な情報を発信する」ことが可能となる。このように、教育目的に基づいて

## 高知学園大学

本学科の学習成果の中で四つの方針を定めている。

学習成果の達成状況や課題については、学科会議において教員間で情報の共有を行い、定期的に点検と改善の方策を協議している（備付-89「管理栄養学科」）。また、学生個々の授業態度や学生生活の状況に関する情報も学科会議にて教員間で共有を行い、担任教員が中心となって本学科教員と連携して、対象学生への支援を行う環境を整えている（備付-89「管理栄養学科」）。

学生に対してよりよい授業の提供を行うためにも、学生からの授業アンケート（備付-19①）を必ず確認し、回答内容に基づき自ら授業の分析（備付-19③）を行い、具体的な改善点の発見とその対策を講じている。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、大学全体のミッションおよび学科の教育目的・目標に基づき、臨床検査分野における専門職人材の養成を目指して学習成果を設定している。具体的には、高度な専門知識、課題解決に必要な判断力、研究のおよび倫理的視点、さらに円滑なコミュニケーション能力の修得を到達点として掲げている。これらは学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19）、学生募集要項（提出-5、p.23）、およびウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記し、学内外に公開している。

学生に対しては、入学時の学科オリエンテーションや在学生向けのオリエンテーションを通じて、在学中に習得すべき学習成果を確認している。特に在学生オリエンテーションでは、現場で活躍する卒業生や上級生から直接話を聞く機会を設けることで、教育目的と学習成果を具体的に示し、学生の学びへの動機づけを図っている（備付-89「臨床検査学科」）。また、担任・副担任は定期試験後の個別面談において学修状況や生活習慣に関する助言を行い、学習成果の達成を支援している。加えて、学科会議においても学習成果の到達状況を定期的に確認し、改善に努めている（備付-89「臨床検査学科」）。

**【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】**

### ＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

高知学園大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-4①）を作成し、日々点検することができる体制を整えている。例えば、卒業判定や関連事項を三つの方針及び学習成果と関連づけながら審議するなど、評議会及び教授会で定期的に検証している。この取り組みを通して三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-9）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-5①）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに（備付-5②）、必要に応じて修正している。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.4～6）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出

-2、p.9～12) やウェブサイト (提出-3「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」「アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」) で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受け入れの方針については、学生募集要項 (提出-5、p.22～23) にも記載して表明している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

三つの方針及び学習成果を検証するにあたり、管理栄養学科では方針と学習成果との間で整合性を維持できているかを点検している。特に三つの方針の一体性を点検するため、カリキュラム・マップを作成して活用している。学科会議等では、全学生が管理栄養士国家試験合格を果たすためや、管理栄養士に求められる社会的ニーズや能力等を教員間で確認するために、組織的議論を重ねて整合性を点検している。さらに、本学科では、特に専門性に応じた部会を組織して (備付-14) 三つの方針に基づいた教育活動を推進している。これらの過程を経て策定された本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き (提出-1、p.8～9) やウェブサイト (提出-3「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」) にも明記し、学内外に公表している。さらに、入学前後のオリエンテーション、そして授業の中でも繰り返して学生に説明することで、その認識と理解を深められるよう取り組んでいる。本学科では、食と栄養を通して人々の健康に貢献すると定めた本学科の教育目的に基づいた卒業認定・学位授与の方針に則り、学士 (栄養学) の学位を授与することを学生生活と履修の手引き (提出-1、p.8) や学生募集要項 (提出-5、p.22) 等で示している。本学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応するよう策定している。まず「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」に関する方針は、学習成果の「専門的知識を適切に活用する」能力に対応している。この学習成果の達成状況は、栄養士免許や管理栄養士国家試験受験資格を指標として評価しており、社会的・国際的に通用性がある。また「主体性及び多様な人びとに対応できるコミュニケーション能力」に関する方針は、学習成果の「自らの意見をまとめて適切な情報を発信する」能力に対応している。さらに「責任感と倫理観」に関する方針は学習成果の「自らの役割を果たす」能力に対応しており、「学び続ける力」に関する方針は学習成果の「自ら課題を立て、その課題解決に取り組む」能力に対応している。

この卒業認定・学位授与の方針を達成するため、本学科では教育課程編成・実施の方針を明確に示している。本方針は、学生生活と履修の手引き (提出-1、p.8)、学生募集要項 (提出-5、p.23)、ウェブサイト (提出-3「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」) 等にて表明している。本方針における「管理栄養士の社会的な役割を理解するとともに、その知識と技術を活用する応用力・実践力を養う教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」に対応している。次に「学生の主体性を育み表現力や傾聴力を養う教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「主体性及び多様な人々に対応できるコミュニケーション能力」に対応している。また、「総合的に健康を学ぶ」については、卒業認定・学位授与の方針の「多様な職種や人々と協働」に対応している。そして、「他職種間連携のフィールドワーク等を取り入れた実践的教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「責任感と倫理観を身につけ、他者の立場を

理解し協働できる」に対応している。以上の方針を根拠とし、達成できた学習成果は、学習成果査定の方針（提出-1、p.9）に則り、客観的に評価を行っている。

本学科では、教育科目である教養・基礎科目、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目を履修し、所定の単位数以上を修得する必要がある。教養・基礎科目では、合計 34 単位以上の修得、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目では合計 90 単位以上の修得が必要であり、上記の全科目を含めた合計 124 単位以上が卒業要件となっている。また、栄養教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）取得のために必要な科目として、栄養教諭専門科目、家庭科専門科目、教職専門科目を配置している。

上記の教育科目は、管理栄養士指定規則及び教員免許法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、学習成果との対応をカリキュラム・マップに示し、入学時のオリエンテーションにて学生に示している。特に、管理栄養士国家試験受験資格を取得するための内容と意義は学生に分かりやすく説明している。また、管理栄養士国家試験受験資格等の修得に必要な各々の科目を履修することに対して、学生が授業以外に予習・復習できるよう十分な学習時間を確保することや学習内容の理解度を深めるため、管理栄養学科における CAP 制に関する内規（備付-90）にて 1 学期に取得できる単位数の上限を定め、前期及び後期の各期に学生がバランスよく履修科目を登録できるようにしている。そして、その概要を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.9）に示している。なお、教職課程等を履修している学生は履修科目が多くなることを考慮し、定期試験の時間割を調整するなど、学習時間の確保に向けて工夫を図っている。

成績評価は、学則（提出-4）第 36 条、全学及び本学科の学習成果査定の方針に基づき、シラバス（提出-9）に示した計画を実行して到達目標が達成された場合に所定の単位を認定している。教育課程編成・実施の方針の見直しにおいては、学科内でカリキュラム改正ワーキング部会を設置して検討し、改正案を学科会議で審議するなど、定期的に点検を行っている（備付-89「管理栄養学科」）。

この教育課程編成・実施の方針の方針に基づいて学習成果を獲得することができるよう、本学科では入学者受入れの方針を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）や学生募集要項（提出-5、p.23）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」）等で示している。まず「基礎学力を持ち、謙虚な気持ちで学習に取り組む人」に関する方針は、学習成果の「専門的知識の適切な活用」と対応している。次に「社会貢献を目指す人」に関する方針は、学習成果の「適切な情報の発信」と対応している。また「健康で豊かな生活を心がけ実践している人」に関する方針は、学習成果の「課題解決」と対応している。さらに「主体的に学ぶために必要なコミュニケーション能力を有する人」に関する方針は、学習成果の「相互に理解し、尊重し合いながら医療や教育など生活全般における自らの役割を果たす」能力と対応している。

入学者選抜は、学生募集要項に示した多様な方法で入学希望者に対応している。すべての選考において、調査書等で入学前の学習成果の把握と評価と個人面接を実施し、入学者受入れの方針に明示している食や栄養についての関心や将来管理栄養士として社会貢献を目指す意欲、コミュニケーション能力を有していること等を評価基準としている。この入学前の学習成果の把握・評価に関する方針についても、入学者受け入れの方針で明確に示している

## 高知学園大学

(提出-5、p. 23)。

入学者受入れの方針については、進学相談会、オープンキャンパス等で受験者や保護者に、入試説明会では高等学校教員に周知を図っている。また、入学志願者、保護者、高等学校等からの問い合わせには学生支援課が中心となって対応しているが、学科に特化した情報や質問には管理栄養学科教員が対応している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の三つの方針を一体的に策定し、それらと学習成果との対応関係を整理したポリシー・マップを定めている(備付-4③)。このポリシー・マップは学科会議において継続的に検討され、三つの方針の趣旨や相互の関連性について共通理解を深めている。

各授業科目のシラバス(提出-9)は、高知学園大学・高知学園短期大学における「シラバス作成要領」(備付-5①②)を基盤として作成されており、三つの方針を踏まえた教育課程の展開を実現している。その結果、三つの方針の整合性が確保され、教育活動全体が一体的に運用されることで、学習成果の具現化につながっている。

また、本学科における三つの方針は、学生生活と履修の手引き(提出-1、p. 4)に記載し、入学時のオリエンテーションを通じて学生に周知している。さらに、学生募集要項(提出-5②、p. 23)やウェブサイト(提出-3「教育課程編成・実施の方針」)に掲載し、大学説明会などを通して学外にも広く発信している。特に入学者受入れの方針については、入学希望者が学習姿勢を理解できるよう学生募集要項(提出-5、p. 23)に明示している。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は、令和6年度に第2期生を輩出し、4年間の学習成果の達成度を点検する中で、年度末に建学の精神を変更し、全学的に教育目的や学習成果及び3つの方針について再度整合性を検証することが必要となっている。GPAの推移等の客観的資料によるものだけではなく、アセスメントプランを含め、包括的に教育効果を点検し、教育活動を充実させていくことが重要となる。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、入学者の将来像や食と栄養の専門性を必要とする産業界の幅広い要望を考慮し、カリキュラム改正を検討している。改正に基づいて、三つの方針の見直しも必要となる。入学してから円滑な学生生活に入り、学習内容の習得を確実に進められる支援を確実に行うことのできる方針を策定すべく、各種ワーキング部会と学科会議での検討が課題となる。

### 【健康科学部臨床検査学科】

令和6年度は四年制大学として5年目を迎え、臨床検査学科の教育活動も一層定着してきた。学科教員は、高知学園大学の建学の理念、学科の教育目的・目標、学習成果、そして三つの方針の相互関係を共有し、教育実践に反映している。一方で、ポリシー・マップや三つの方針の周知が必ずしも十分でなかった面があり、今後もオリエンテーション等を通じ

## 高知学園大学

て学生への理解促進と定期的な検証を継続する必要がある。

教育目的・目標は現行の社会的要請に適合していると考え、臨床検査技師養成指定規則の改正に基づき導入された新カリキュラムについては、引き続き内容の充実を図ることが課題である。特に新設科目の教育内容については、学生が臨床現場で求められる能力を確実に修得できるよう改善を重ねていく。これらの取り組みは、学科会議における点検・評価を通じて継続的に検証し、教育効果の向上につなげていく。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準 I-C 社会貢献]

#### <根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き

4 学則

5 高知学園大学自己点検評価委員会規程

6 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程

7 高知学園大学自己点検評価検討会議規程

9 シラバス

備付資料 1 協定に関する資料

①高知学園大学及び高知学園短期大学と高知高等学校との連携協力活動に関する書類

②産学連携包括推進協定書

③高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書

2 本学が実施した行事に関する資料、

①「インクルーシブフード対応～ぼっちり皿鉢～（参考資料「こうちし食育やるぞねっと」を通した大学生による地域活動報告書）」

②臨床検査をのぞいてみよう

3 本学が参加した学外行事に関する資料

①リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2024 参加者

②「こうちし食育やるぞねっと」を通した大学生による地域活動報告

85 各委員会議事録

### [区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

高知学園大学では学則第1条に、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、実践的な幅広い能力と知的、道徳的及び応用的能力を展開することのできる人材を養成し、もって人類の福祉と文化の進展に寄与することを教育目的として掲げ、社会への貢献についての取組に関する方向性を示している（提出-学則、提出-規程集）。

本学では、各学科の特徴を生かした地域・社会への貢献のため、公開講座生涯学習委員会

## 高知学園大学

規程（提出-規程集）に基づき、公開講座や生涯学習を定期的の実施している。本学の公開講座は高知学園短期大学と連携して全学共通テーマを掲げ、そのテーマに関連する講座を各学科で企画し、生涯学習は各学科の専門領域において必要な内容を検討し企画している。令和6年度は新型コロナウイルス感染症の第11波の影響が心配されたが、状況を見ながら開催する方向で進めていくこととなり、「身体にイイことワルイこと、見つめなおそう健康を！！」を共通テーマに、高知学園短期大学と合同で5講座を企画した。また、生涯学習についても5講座を企画した。実施後は、次年度の企画立案につながるよう、各学科にアンケート結果をフィードバックし取組みを点検している（備付-公開講座生涯学習委員会議事録）。本学における正課授業の開放に関しては高知学園大学科目等履修生規程（提出-規程集）や高知学園大学卒業後研修生規程（提出-規程集）に基づき、必要に応じて開放している。

地域・社会団体との協定については、本学及び各学科では、それぞれの専門性や教育で関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と交流活動を行っている。YAMAKIN株式会社と地域における健康づくりを支援する活動を行うため、「産学連携包括推進協定」を締結している（備付）。また、一般社団法人高知県臨床検査技師会と本学は、お互いに有する資源や研究成果を効果的に活用し、多様な視点から良質な医療人の育成と地域貢献に貢献する医療人の確保を目的とした「高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定」を締結している（備付）。

その他、本学開学前よりそれぞれの学科において、専門性や教育で関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行ってきた。例えば、医療、健康、福祉、栄養分野における、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している（備付）。また、教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結し（備付）、教員養成の充実に努めている。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるため「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している（備付）。本学開学後も、これらの協定に基づく活動を高知学園大学として継続している。これらの協定については、締結の期間や継続の必要性などを評議会で点検し確認をしている（備付-評議会議事録第11回・第15回）。

さらに、各学科の特性を活かしたボランティア活動を通じて、本学の教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。これまでも多くの学生が病院や社会福祉施設等地域へ出向き、地域貢献に勤めている（備付）。例えば本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与するとともに、生命の尊さを感じ、自身の目指す職業への意識を高める活動となっている。また、病院から依頼のあった健康フェアでの活動、高知県から依頼のあった集落活動センターでの活動、マラソン大会における一般及び救護ボランティア等に参加することで、参加者との関わりを通してコミュニケーション能力等の汎用的能力を獲得する機会を得ている。

本学の教職員と学生は、これらの活動を通して地域とのつながりを感じながら地域・社会への貢献を果たすとともに、これらの活動を通して自身の専門職としての意義を見出す活動となり「平和と友愛」への意識を高めている。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、地域栄養と健康の分野における貢献を果たすため、地域社会に対して公開講座の実施や生涯学習の機会を提供するなど、積極的な取り組みを推進している。今後は行政や他の機関等と連携して取り組む講座を開催することも検討し、準備を進めている。本学科所属の教員は、行政・産業・教育機関及び職能団体等との交流を積極的に図っており、教員の中には高知県内の地方公共団体における専門会議の委員や各種団体の役員等を委嘱されさまざまな研修会や研究会議の際には指導や助言も行っている。なお、協定を締結するなど連携し取り組んでいる活動として、本学科は、高知学園大学及び高知学園短期大学と高知高等学校との連携協力活動に関する書類（備付-1①）、産学連携包括推進協定書（備付-1②）、高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定（備付-1③）があり、積極的に取り組んでいる。

地域貢献に関しては、調理等が関係する授業の食材等は高知県産のものを積極的に用いることを通じて、高知県が進めている地産地消の施策に沿いながら、学生の「郷土を愛し、郷土に貢献する」信条の育成に取り組んでいる。また、令和5年度に引き続き、管理栄養学科主催のイベントを幡多地域で開催した「食と栄養の専門家である管理栄養士の仕事を体験しよう」では、高校生3名が参加した。

学外行事への参加は、公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2024に本学科教員1名が参加した。

また、高知市役所本庁舎の食堂でレストランランチを食べる利用者である一般市民及び市役所職員を対象に地域食文化や郷土料理への意識調査結果をもとに食育を行った。（備付-3②）

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科は、高等教育機関として地域社会との連携を重視し、学科の特色を活かした教育・研究活動を通じて社会的役割を果たしている。令和6年度には、地域住民を対象とした公開講座や生涯学習の機会を企画したが、参加者の確保には課題があり、今後は広報の工夫や地域ニーズの把握が必要とされる。

地域団体との協働に関しては、令和5年3月に締結された高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携協定に基づき、臨床検査教育や研究における相互協力を継続している（備付-1③）。また、高知大学との連携では、附属病院検査部における検査技術・検査管理への協力（教員1名）や医学部との共同研究（教員4名）を通じて、学術的・実務的交流を推進している。さらに、高知高等学校との連携協力により、高大接続の観点から授業・実習協力や職業理解を深める体験授業を展開している（備付-1①）。

臨床検査技師の専門性を広く社会に伝える活動としては、高校生を対象とした体験型イベント「臨床検査をのぞいてみよう！」を実施した。令和6年10月19日には「多方面で活躍する臨床検査技師：遺伝子分析科学認定士」をテーマに開催し13名が参加、令和6年3月16日には「幡多地域で活躍する臨床検査技師：検査体験と職業紹介・大学紹介」と題して行い30名の参加を得るなど、次世代への職業理解の促進に努めた（備付-2③）。また、ボラ

## 高知学園大学

ンティア活動として、がん患者や家族を支援する「リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知」に学生12名が参加し、学生はルミナリエパックに応援メッセージを記入するなど地域住民との交流を深めた（備付-3①）。

### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

本学では、各学部・学科において多様な地域連携活動や社会貢献活動が展開されているが、それらの活動が地域社会に与えた具体的な影響（アウトカム）を客観的に評価する手法が十分に確立されていない。現在は、公開講座の参加者数やアンケート結果等の定量的把握にとどまっており、地域社会の課題解決にどの程度寄与したかという質的な評価については、事後的な検証が不十分である。今後は、評価結果を次年度の活動計画や教育課程へ適切にフィードバックする仕組みを強化することが課題である。

また、学生によるボランティア活動や地域連携プロジェクトへの参加実績は増加傾向にあるが、これらの学外活動を通じて得られた汎用的能力や学修成果が、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力の獲得にどのように結びついているか、その相関性の分析は十分には行われていない。学生の学外活動を単なる課外活動にとどめず、正課教育における学習成果と統合して可視化するポートフォリオの活用や、地域課題解決型学習（PBL）の更なる充実を図り、社会貢献活動を教育の質の向上へと直結させることが重要な課題となっている。

#### 【健康科学部管理栄養学科】

建学の精神を実現する教育の展開は、本学の内部質保証を果たすことを意味する。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程で、教職員も学生も建学の精神と学習成果獲得との関連をその都度考察して意味づけを行い、発展させていかなければならない。つまり、それぞれが果たすべき課題を発見して教育活動へ還元することが求められる。

地域・社会への貢献については、新型コロナウイルス感染症防止対策で実施を見送ってきた公開講座や生涯学習が開始されたばかりである。実りある講座として内容の充実と、広報活動の工夫による参加者の確保が課題である。今後も短期大学と協働しながら、本学の特徴である健康に関連した専門性を活かし、地域の健康増進に寄与できるよう取り組んでいくことが課題である。

#### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科は、公開講座や生涯学習事業、地域団体との連携、高校との協働、次世代教育や地域イベント、ボランティア活動など多様な形で地域社会への貢献を進めているものの、公開講座や生涯学習の企画においては参加者の確保が十分でなく、広報方法の工夫や地域ニーズを的確に把握する仕組みが求められる。また、地域団体や高等学校との協働については一定の成果を上げているが、その成果を検証し教育効果として学科運営に還元する体制が十分ではない。さらに、高校生を対象とした職業理解イベントは継続的に実施されているが、参加者層の拡大や追跡調査による効果測定が課題となっている。加えて、がん患者支援活動や清掃活動といった地域参加型のボランティア活動は一定の意義を有するものの、

## 高知学園大学

学生の主体性をさらに引き出し、学習成果やキャリア教育と結びつける取り組みへと発展させる必要がある。このように、臨床検査学科の社会貢献活動は幅広く展開されているが、参加者確保、効果測定、成果の還元、学生主体性の強化といった課題に対応することで、地域社会に対する貢献の実効性を一層高めることができる。

### <テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準 I -D 内部質保証]

#### <根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き

4 学則

5 高知学園大学自己点検評価委員会規程

6 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程

7 高知学園大学自己点検評価検討会議規程

9 シラバス

備付資料 9 ウェブサイト

「大学等における就学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書  
(様式第 2 号)」

「自己点検・評価報告書」

10 高等学校からの意見聴取に関する資料

11 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート

12 アセスメントプラン

①高知学園大学アセスメントプラン

②管理栄養学科アセスメントプラン

③臨床検査学科アセスメントプラン

19 授業アンケートに関する資料

①授業アンケート結果集計資料

②授業アンケート（質問項目）

③授業アンケートに対する自己分析の報告資料

④授業評価アンケート自由記載コメント

88 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]

89 各学科会議議事録

評議会議事録

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

#### <区分 基準 I -D-1 の現状>

高知学園大学では、学則（提出-4）第 2 条第 1 項に自己点検・評価活動の実施を定めてい

る。そして同条第2項に基づき、学科会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表することとしている。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園大学評議会規程第3条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、高知学園大学自己点検評価委員会規程（提出-5）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討する。その際、自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-11）を活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程（提出-6）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には高知学園大学自己点検評価検討会議規程（提出-7）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。同時に、自己点検評価委員会委員長より当該年度の成果や次年度に向けて取り組むべき課題をフィードバックし、事業計画策定へ反映するよう努めている。

公表の承認を得た後は、自己点検・評価報告書をウェブサイト（備付-9「自己点検・評価報告書」）で学内外に公表することとしている。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取り組み状況を評議会です定期的に確認し（備付-88）、自己点検評価委員会で検討している。

さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見（備付-10）も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取り組みにおいても、学園幹部規程（内規）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に関する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCA サイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第109条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用することとしている。

### [区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

#### <区分 基準 I-D-2 の現状>

教育の質保証に当たり、本学は学習成果査定の手法を高知学園大学及び各学科の学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）に示し（提出資料：学生生活と履修の手引き）、その達成を実現するために全学及び各学科でアセスメントプランを策定している（提出資料：学生生活と履修の手引き）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法と、その基準を大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出）で示し、試験規程（提出-規程集）に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業要件は学則（提出）第40条、資格取得については学則（提出）第43条に定めている。学内では学科会議や自己点検評価委員会、FD委員会、評議会、教授会等で査定している。令和6年度は、年度末の建学の精神

## 高知学園大学

の変更に伴い、これまでのアセスメントポリシーとアセスメントプランを点検し、1つに集約して新たに高知学園大学アセスメントプランを策定し、次年度施行となるように改訂を行った（備付）。

本学では教育の向上・充実を図るため、以下のPDCAサイクルを有している。まず、Planについては学校教育法、大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則（提出）には第1条に教育目的、高知学園大学の教育目的に関する規程（提出-規程集）には教育基本方針と各学科・専攻科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それらをもとにDoとして、授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験、レポート、創作作品、取り組み状況等で測定している。そしてCheckとして授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。さらにActionとして教員は、この授業アンケートをもとに自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行している。また、授業参観で得た意見をもとにしながら授業改善を行っている。さらに全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取り組みや研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより教育力の向上・充実に努め、PDCAサイクルを活用している。

令和6年度は授業評価アンケートの内容の点検・見直しをFD委員会を中心としながら各学科で行い、学生の授業外での学習時間の実態が把握し、一単位あたり45時間の学習時間の確保（単位制度の実質化）に向けた指導改善に活用できるような内容に修正した。また、「授業評価アンケートに対する自己分析の報告」（備付-授業アンケートに関する資料）では、教員によっては学生からの意見に対する自己分析が十分でないものもいるため、従来の取組に加え、学生による授業アンケートの自由記載内容をすべて確認し、改善が必要であると思われる記載についてはそれをまとめ、各学科の改善に役立ててもらおうよう各学科長にフィードバックして課題を共有し、内容によっては早急な対応を求めた（備付資料：令和6年度前期授業アンケート自由記載コメント学科別課題、第8回評議会議事録）。このように、本学では大学全体で教育の質の向上・充実を図るために取り組んでいる。

学校教育法、大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省、内閣府等の通達や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科ではアセスメントプランを作成し（備付-12②）、各レベルに応じて学習成果を査定する手法を有している。シラバスに示した授業科目の到達目標に対する評価については、アセスメント・ポリシー（提出-1、p.9）に基づき、「専門的知識」や「課題解決」に関する学習成果については、定期試験や課題レポート及び演習、実習の取り組み状況で知識や技術の習得状況を測定することとしている。また「情報発信力」に関する学習成果については、発表やレポート等によってプレゼンテーション能力の獲得状況に基づき査定することとしている。さらに「相互理解・尊重」に関する学習成果については、学内・学外実習施設による実習や実験におけるグループ活動によるコミュニケーション能力の獲得状況に基づき査定することとしている。その他、学外実習施設からの評価と事前事後の取組みに対する評価等により、これらの学習成果の達成状況を総合的に測定することとしている。

教員は学生による授業アンケートの結果（備付-19①）やそれに対する自己分析（備付-19③）を通して定期的に把握・点検している。その日々の活動を通じて、授業改善のためのPDCAサイクルが円滑に実施されるよう、教員の教育力・指導技術のさらなる向上を目指している。また、各種関係法令の理解と遵守はもとより、各種の資格や免許の取得に係る最新の動向にも注目し、必要に応じて対応している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、学習成果を重視したアセスメント・ポリシーを策定し、その実施方法を明確にすることで教育の質を保証している（提出-1、p. 20）。このポリシーに基づき、卒業認定・学位授与の方針に掲げる人材養成を実現するため、学科全体・学位プログラム・授業科目の3階層から成るアセスメントプラン（備付-12③）を設け、体系的に点検・評価を行っている。特に授業科目レベルにおいては、シラバス（提出-9）に明示された到達目標や評価方法に基づき、大学の試験規程に則った厳格な査定を実施している。

教育の成果は、卒業時に取得可能となる臨床検査技師国家試験受験資格によって客観的に示される。これを確実なものとするため、学科会議で査定方法や評価基準の妥当性を定期的に確認しており（備付-89「臨床検査学科」）、さらなる精緻化を進めている。卒業要件や資格取得は学則（提出-4）に則り運用され、加えて在学中に取得できる各種資格についても学生に取得を推奨し、対策授業を設けることで成果をあげている。

教育の質保証を実効性あるものとするため、PDCAサイクルを基盤に運用している。Plan段階では、臨床検査技師養成所指定規則に基づいて教育課程を編成し、大学の教育目的に即した学科の教育目標を規程化するとともに、各授業のシラバスに到達目標を明記している。Doとして、講義・演習・実習を通じて学生の学習状況を多面的に評価し、Checkとして、学生による授業アンケート（備付-19①）や学科会議での点検を実施している。さらに、教員は臨床検査学教育学会や学内FD活動に積極的に参加し、教育内容や方法の改善に還元している。Actionの段階では、授業アンケートで指摘された課題を整理し、自己点検・自己評価報告書に向けた記録シート（備付-11）に基づき改善を継続することで、教育の質を高めている。また、文部科学省および厚生労働省による通知を受けて令和4年度から施行された臨床検査技師養成所指定規則の改正に対応し、第3期生から新カリキュラムを導入しており、現在も円滑な運用がなされている。

### <テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルについては、Doに関する活動としての授業参観とActionに関する活動としての公開授業は定着してきたものの、新型コロナウイルス感染症で中止していた期間の影響のためか参加者が少ない傾向にある。ピア評価として授業参観への参加者を増やす取り組みについて検討していくことが課題である。

四年制大学としての教育体制が定着しつつある一方で、今後も内部質保証を一層高めていくためには、学内外から収集できる多様なデータを活用し、教育の成果や課題を客観的に把握することが重要である。とりわけ、授業アンケートについては、依然として回収率の低さが課題となっており、教員の自己評価や分析に十分な母集団が確保できていない現状がある。学生の授業外学習の実態を踏まえ、学生への周知方法や回収体制の工夫を含め、学生

の主体性、学力の向上につながるための取組みの検討が課題となる。

また、アセスメントプランを実効性あるものとするには、成果の低い学生への支援を強化し、学習到達度を底上げしていく必要がある。これは管理栄養士及び臨床検査技師国家試験の合格率を安定的に確保するためにも不可欠であり、学科会議等を通じてデータや検証結果を共有し、PDCA サイクルを確実に機能させることが重要である。

さらに、令和6年度には、授業参観とそれに基づく教員間の事後検討を継続的に実施し、相互に教育内容や方法を見直す取り組みを行った。こうした「Check」と「Action」の積み重ねは、教育力向上の基盤となるものであり、今後もFD活動と連動させながら、教員一人ひとりの教育改善意識を高めていくことが課題である。

### <テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

### <基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

まだ認証評価を受けていないため、記載すべき事項なし。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神、教育目的及び3つの方針については、変更点の学内外への周知とともに、社会情勢の変化や学習成果の達成状況を分析し、妥当性や整合性について引き続き検討する必要がある。とりわけ、教育目的については、従来の教育基本方針と大きく異なるものではないが、「世界の平和と友愛」や本学の象徴としている「世界の鐘」の関連について整理し、理念への理解を深めるための説明資料を作成する計画である。

アセスメントプランを実効性あるものとするには、学習成果のさらなる可視化と分析が必要である。卒業時アンケートや資格・免許取得率、就職実績などのデータに加え、学修ポートフォリオやファクトブックを活用した、学科会議や教授会・評議会での教育改善に向けた組織的議論を実施する。

さらに、教育の質向上および入学者選抜の適切性を担保するため、多様な外部ステークホルダーからのフィードバックを組織的に収集・分析する枠組みを拡充する。高等学校関係者との情報交換を通じて、入学者受け入れの方針や高大接続の在り方について意見を聴取する。また、卒業生の就職先企業を対象としたヒアリングを継続的に実施し、社会の要請に即した卒業認定・学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針の点検に反映させる。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## 〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

## ＜根拠資料＞

- 提出資料**
- 1 学生生活と履修の手引き
  - 2 大学案内 2025 [令和 7 (2025) 年度]
  - 3 ウェブサイト
    - 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」
    - 「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
    - 「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」
  - 4 学則
  - 5 学生募集要項 2025 [令和 7 (2025) 年度]
  - 9 シラバス
  - 10 行事予定表
  - 11 時間割表
  - 24 教授会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
    - ・高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程
    - ・CAP 制に関する内規
    - ・試験規程
- 備付資料**
- 5 シラバス作成に関する資料
    - ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領
  - 9 ウェブサイト
    - 「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」
  - 12 アセスメントプラン
    - ①高知学園大学
    - ②管理栄養学科
    - ③臨床検査学科
  - 16 GPA 分布一覧
  - 19 授業アンケート（①授業アンケート結果集計資料 [令和 6 (2024) 年度]、②授業アンケート（質問項目）、③授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 6 (2024) 年度]、④授業評価アンケート自由記載コメント学科別課題）
  - 27 進路一覧表
  - 88 評議会議事録
  - 89 各学科会議議事録
  - 90 管理栄養学科における CAP 制に関する内規
    - ・卒業生アンケート調査結果
    - ・ファクトブック 2025

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

高知学園大学では大学設置基準第27条に基づいて、単位授与の要件として授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えることを学則第35条に示し、第2項では試験について定期試験又は適時、その履修した科目について筆記、口述、レポート、実技などによって行うことが明記されている（提出-学則）。各科目の試験については、その評価方法・基準がシラバスに示され、教員は授業の初回に学生に説明するなど学生への周知を図っている（提出-シラバス）。また、大学設置基準第32条に則り、学則第40条で卒業の要件、第41条で卒業の認定、第42条で学位の授与について定められている。このことは、学生生活と履修の手引きにも掲載し、周知している（提出-学生生活と履修の手引き）。本学では単位の実質化を図るため、大学設置基準第27条の2に基づいて高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程（提出-規程集）を定め、CAP制を導入している。なお、詳細は各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規（提出-規程集）を定めて学生生活と履修の手引きに掲載し、周知している。

単位授与については、試験規程（提出-規程集）に基づき、履修者名簿にて科目担当教員が出席管理を行い、受験資格を確認し試験を実施している。履修者名簿は教務課に提出され、そこでも再度チェックがされている。各試験終了後には教務課で学科・学年ごとの成績一覧を作成し点検している。卒業認定や学位授与については、卒業認定・学位授与の方針に基づき、最終学年末の成績確定後に教務課作成の資料を用い、取得単位数等の卒業要件を確認する卒業判定会議を各学科でまずは実施し、その後評議会、教授会で最終の卒業判定を実施している（提出-教授会議事録、備付-評議会議事録）。令和6年度末には、建学の精神の変更に伴い、本学及び各学科の教育目的や学習成果の見直しと共に、卒業認定・学位授与の方針の見直しを行った（備付）。新しい卒業認定・学位授与の方針は、できるだけ簡潔な表現で学生が理解しやすいものとなるよう修正し、次年度より施行する予定である。なお、本学には進級判定制度は設けていない。

【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、管理栄養士育成に力点を置いているが、その基底には豊かな人間性の涵養がある。その意識を堅持しつつ、食と栄養を通して、人々の健康に貢献するために、医療や社会の様々なニーズに対応できる社会人の育成につながる教育を行っている。そこで、「食・栄養に関わる専門的知識」「適切な情報発信」「課題解決能力」「コミュニケーション力」の獲得を基準として、授業の目的と到達目標をシラバス（提出-9）で明示し、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

教員は、各科目のシラバスで示した成績評価基準により学成果の獲得状況を評価している。また、本学科は管理栄養士国家試験受験資格だけでなく、栄養教諭一種免許並びに中・高等学校教員免許（家庭）取得も可能である。そのため、履修単位数が多く、履修方法も複雑であることから、毎学期ごと、特に毎年度初めに詳細な履修登録のガイダンスを実施し、単位授与の要件や卒業及び資格取得に必要な単位について説明を行っている。

クラス担任及び副担任が中心となって学生個々の履修状況を定期的に学生と確認し、検

討の必要がある場合は学科会議等で情報共有し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、クラス担任及び副担任は学生からの欠席連絡や必要に応じて電子メールやポータルサイト、電話を通じて学生と連絡をとり、授業担当教員も含めた教員間で共有した授業への取組姿勢や理解度、出席状況等を把握している。その上で適宜個別面談や保護者面談を行っている。このように、学生の不安なことや生活面での心配事等も気軽に相談できる関係性を構築し、学生の履修及び卒業と資格取得に向けた指導を行っている。

単位の実質化については、学生生活と履修の手引き（提出-1）に単位の履修方法を示し、各授業のシラバスにおいて、1単位当たり 45 時間の学習量を確保するために、授業時間外に必要な学習内容と時間を明記することで学生に示している。

また、管理栄養学科では、履修単位の上限設定については、管理栄養学科における CAP 制に関する内規（備付-90）で 48 単位と定め、学生生活と履修の手引き（提出資料-1）に示している。それにより、授業以外に予習・復習できるよう十分な学習時間を確保すること、学習内容の理解度を深めること、在学期間中にバランスのとれた履修や学習ができるようにしている。卒業認定・学位授与及び資格取得認定については、学科会議の場を活用して卒業認定の判定を行い、教授会で承認をうける仕組みにより、卒業判定が適切に運用されている。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、卒業認定・学位授与の方針に従い、教育課程の編成や授業運営を行っている。三つの方針と学習成果の関連を示すポリシー・マップを策定し、学科会議で検討を重ねながら方針の意義と相互関連を確認している。各科目のシラバスは全学的な作成要領に基づき、三つの方針を踏まえて作成され、教育活動の整合性と一体的運用を保証している。単位授与の要件については、臨床検査学科 CAP 制に基づき履修可能単位数の上限を設けており、学生生活と履修の手引きに明示して周知している。これにより、単位の実質化と適切な学修量の確保を図っている。また、卒業要件として必要単位数を 136 単位以上と定め、学生生活と履修の手引きを通じて周知している。

成績評価は各シラバスに記載された基準に基づいて行い、小テスト、レポート、発表、定期試験などを総合的に判定している。授業担当者による評価は学科会議で確認され、卒業認定や学位授与の運用が適切に行われていることを点検している。

さらに、教育課程は大学設置基準や臨床検査技師養成所指定規則に基づき編成され、法令改正や学会・関連団体の動向を踏まえ定期的に見直している。特にチーム医療概論や臨地実習、卒業研究などを配置し、専門的知識・技術に加え、倫理観・研究的視野・コミュニケーション能力を育む教育を実施している。これらの学修成果はアセスメント・ポリシーに基づき評価され、学位授与の適正を確保している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

### <区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

高知学園大学では、大学設置基準第 19 条に則り、教育基本方針の実現に向けて卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出）や公式サイト（提出）で示してい

る。

本学では、各学科の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を示している。

各学科では、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げており、その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。令和6年度末には、建学の精神の変更に伴い、本学及び各学科の教育目的や学習成果の見直しと共に、教育課程編成・実施の方針の見直しを行い、次年度から施行する予定である（備付）。

本学では、シラバスを高知学園大学・シラバス作成要領（備付）に基づいて作成している。シラバスには、授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、卒業認定・学位授与の方針との対応、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。特に「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することを求めている。なお、授業時間は半期15回を実施したうえで試験を行い、授業時間を確保し厳格に遵守するようシラバスに示すようにしている。

本学では、前期・後期の授業終了後には授業アンケートを実施し、学生による授業評価を定期的に受け、その結果をもとに自己分析を行い次年度の改善につながるよう報告書の提出を義務付けている（備付）。

教育課程の見直しについては、学生の履修状況や学習上の課題などを含め、定期的に行っている。令和6年度は各学科で課題を検討し、一部教育課程の変更を行った（提出-教授会議事録、備付-評議会議事録）。

授業内容については授業担当者間で内容の重複を避ける、演習や実習科目では事前打ち合わせを行うなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

なお、本学では専門職学科を配置しておらず、また通信による教育は行っていない。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、豊かな教養と人間性に溢れ、高い倫理観及び専門的知識・技術を備え、医療や社会の様々なニーズに対応しうる、食・栄養を通して人々の健康に貢献する管理栄養士を育成するための教育課程編成・実施の方針を明確に示している。そして、本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）、大学案内（提出-2、p.10）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等にて表明している。

シラバス（提出資料-9）には、大学設置基準等にとり、到達目標・学習成果、授業の計画として回ごとの内容、テキストや参考文献等の項目を記している。そこには、到達目標・学習成果とともに評価方法・基準を示し、学習成果の獲得を適切に判定している。また、卒業認定・学位授与の方針との対応、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワーについても明示している。各授業の実施時間日時については、学年暦（提出10・11）により体系的に編成し、行事予定表（提出-10）及び時間割表（提出-11）で学生に周知している。

学生による授業評価（備付-19）については、年間2回、前後期の授業に対して実施しており、評価の統計を取るとともに、学生の意見に対して教員コメントをシステムに入力するなどして、授業改善に活用している。具体的には、教員は、学生による授業アンケートの集

計結果（備付-19①）を自己分析（備付-19③）し、学習意欲の向上につながる授業や教育方法の改善に取り組んでいる。また、全学で計画されている教員による授業参観や公開授業は、学外研修受講報告書（備付-57①）等で収集した情報等を共有し、授業担当者間での意思の疎通や協力調整等を図り、授業改善に活用している。さらに、事業計画に基づいて定期的に教育目的の達成状況を把握し、そこでの評価に基づいて教育目的の達成をさらに高めるよう教育活動に取り組んでいる。

各学科における授業科目の新設・改廃や、教育課程の編成については、学科のカリキュラム改正部会において検討したものを学科会議（備付-89「管理栄養学科」）や教務委員会（備付-85）において、定期的かつその都度見直すことにより、改善及び充実を図っている。以上の方針を根拠とし、達成できた学習成果は、学習成果査定の方針（提出-1、p.9）に則り、客観的に評価を行なっている。

本学科では、教育科目である教養・基礎科目、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目を履修し、所定の単位数以上を修得する必要がある。教養・基礎科目では、合計 34 単位以上の修得、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目では合計 90 単位以上の修得が必要であり、上記の全科目の合計 124 単位以上が卒業要件となっている。また、栄養教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）取得のために必要な科目として、栄養教諭専門科目、家庭科専門科目、教職専門科目を配置している。

上記の教育科目は、管理栄養士指定規則及び教員免許法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、学習成果との対応をカリキュラム・マップに示し、入学時のオリエンテーションにて学生に示している。特に、管理栄養士国家試験受験資格を取得するための内容と意義は学生に分かりやすく説明している。成績評価は、学則（提出-4）第 36 条、全学及び本学科の学習成果査定の方針に基づき、シラバス（提出-9）に示した計画を実行して到達目標が達成された場合に所定の単位を認定している。教育課程編成・実施の方針の見直しにおいては、再検討すべき点があるか否かを学科会議等で定期的に点検を行っている（備付-89「管理栄養学科」）。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、卒業認定・学位授与の方針に基づき教育課程編成・実施の方針を策定し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.19～20）、大学案内（提出-2、p.11）、学科ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー」）に明示している。本学科は「現代医療に貢献できる臨床検査技師を養成する」ことを目的に、大学設置基準等に則って教育課程を体系的に編成している（提出-1、p.20）。学習成果に対応した授業科目を基礎から専門へと段階的に配置し、1年次には教養教育と基礎教育を中心に、2年次以降は専門的知識・技術を修得する科目を編成している。3年次には臨地実習を通じて「倫理観を持った行動」や「コミュニケーション能力」を育成し、4年次には卒業研究を通じて研究的視野と主体性を養う教育を行っている（提出-1、p.21）。

また、医療の専門職を養成する学科として、医療の進歩や臨床検査技師業務の拡大（タスク・シフト/シェア）を踏まえ、必要な新規科目の開発・導入を行っている（提出-1、p.22）。シラバスには学習成果、授業内容、予習・復習の方法、授業時間数、成績評価の方法・基準、

## 高知学園大学

教科書・参考書等を明示し（提出-9）、学生が主体的に学修計画を立てられるよう配慮している。さらに、学生による授業評価を定期的実施し、その結果を授業改善に活用している（提出-1、p. 30）。授業内容や成績評価の厳格な運用については学科会議等で担当者間の情報共有・調整を行っており（備付-89）、教育の一貫性を担保している。本学科は通信教育課程を有していないが、必要に応じてメディアを利用した教育手法の導入も検討している（提出-1、p. 26）。

教育課程の見直しは定期的実施しており（提出-1、p. 20～26）、令和4年度から指定規則改正に伴い新カリキュラムを導入し、卒業要件単位を130単位以上から136単位以上に変更した（提出-1、p. 20）。以後も学会や関連団体の動向を踏まえて教育内容の妥当性を継続的に点検・改善している（備付-89）。さらに、教育課程の開発・編成や見直しに際しては教育課程連携協議会を通じて学外の意見を取り入れ、その体制と役割を明確にしている（提出-1、p. 23）。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。]**

### ＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

高知学園大学では「広い教養」の習得を教育基本方針で定めている（提出-学生生活と履修の手引き）。この目的を達成するため、本学の教養・基礎科目、あるいは基礎分野の教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、「社会的意義と役割を理解」することや「自ら学修上の問題に気づき、その原因を探求して克服しながら成長できる」こと、「課題を発見して分析し実践する力」の向上など社会に求められる教養ある人間を育成することを教育課程編成・実施の方針に示している。

本学の学科構成は、管理栄養学科と臨床検査学科であり、人々の健康に貢献する医療や教育を学ぶ学科であり、社会背景を踏まえた対象の多様性の理解やそれに基づくコミュニケーション力、根拠に基づいた科学的思考が求められる職種を養成している。教養・基礎科目、あるいは基礎分野の内容は、人間と文化の探求、現代社会の探求、自然科学の探求、地域と環境の探求、日本語科目、外国語科目、情報科目、キャリア形成科目、スポーツと健康の探求の区分から構成されている。この多様な分野から教養・基礎科目、あるいは基礎分野を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、グローバル化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施し、各学科の専門教育に繋がるよう編成されている。

このように本学では、大学設置基準第19条に基づき、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成している。尚、令和6年度における教養・基礎科目、基礎分野の科目数と担当教員の人数については、表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養教育については、就職先からの卒業生評価（備付-卒業生アンケート）や学外実習における実習受入れ先側からの意見を参考に、教養教育の効果や課せられた課題について教務委員会や学科会議で検討することとしている。そのうえで、学科の学習成果や教育課程編成・実施の方針、さらに社会の動向に基づいて教育課程の改正を実施している。

表Ⅱ-A-3-1 各学科の教養教育科目数と担当教員数（令和4～6年度）

健康科学部	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師
管理栄養学科	39	5	23	39	5	28	39	7	25
臨床検査学科	38	5	23	38	5	28	38	7	25

〔注〕 1. その年度に開講した科目数

2. 管理栄養学科は教養・基礎科目、臨床検査学科は基礎分野

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では「広い教養」の習得を教育基本方針で定めている（提出-1）。この目的を達成するため、本学の教養・基礎科目の教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、「社会的意義と役割を理解」することや「自ら学修上の問題に気付き、その原因を探究して克服しながら成長できる」こと、「課題を発見して分析し実践する力」の向上、さらに「キャリア教育」を通して社会に求められる教養ある人間を育成することを教育課程編成・実施の方針に示している。

教養・基礎科目の内容は、人間と文化の探求、現代社会の探求、自然科学の探求、地域と環境の探求、日本語科目、外国語科目、情報科目、キャリア形成科目、スポーツと健康の探求の区分から構成している。この多様な分野から教養・基礎科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、グローバル化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では大学設置基準第19条2に基づき、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成している。

本学科では、教育科目である教養・基礎科目、専門導入科目、専門基礎科目・専門科目、家庭科専門科目を履修し、上記の全科目の合計124単位以上が卒業要件となっている。6年度には、学科のカリキュラム改正部会において、教養基礎科目の卒業に必要な単位数の区分から家庭科専門科目を削除する見直しを行った。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科における教養教育は、大学設置基準第19条2に基づき「広い教養」の修得を教育基本方針として位置づけており（提出-1）、幅広く深い教養と総合的な判断力を涵養することを目的に編成している。教養・基礎科目は、人間と文化、現代社会、自然科学、地域と環境、日本語、外国語、情報、キャリア形成、スポーツと健康といった多様な区分から構成され、学生は多角的な学修を通じて現代社会における洞察力、異文化理解力、主体性や体力・精神力を養うことができる（提出-1、p.19～20）。

さらに、本学科では教養教育と専門教育の関連を重視しており、基礎的素養の修得を通して専門科目の理解・活用を促進し、臨床検査技師としての倫理観や社会的役割の理解につなげている（提出-3「カリキュラム・ポリシー」）。加えて、キャリア形成科目を通して将来

の職業観を涵養し、社会的責任を担う人材育成を図っている。

教育課程の改善については、全学的には教務委員会で、学科レベルでは学科会議で検討を行っている（備付-89「臨床検査学科」）。令和5年度においては組織的な検証は限定的であったが、授業アンケート（提出-1、p.30）の結果をもとに授業内容や方法の改善を試みており、今後は教養教育の効果をより体系的に測定・評価し、改善へと反映していく。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学では、専門的職業人としての豊かな人間性と総合的な判断力を養うため、多様な分野から成る教養教育を展開し、専門教育との有機的な連携を図っている。今後の課題としては、教養教育が学生の汎用的能力の向上や専門教育の学修成果にどの程度寄与しているかを、より定量的かつ体系的に分析する仕組みを構築することである。アセスメント・プランに基づく学修成果の達成度調査等を活用し、教養教育の効果を多角的に検証し、その結果を教務委員会等で組織的に共有し、社会情勢の変化や学生のニーズに応じた教養教育の更なる高度化に取り組む必要がある。

また、学習意欲と共に大学で学ぶためのアカデミックスキルが乏しく、単位取得が困難となり、修業年限での卒業が難しい学生が増加傾向にある（備付-ファクトブック2025「修業年限学位授与状況」）。「何を学び、何を身につけ、何ができるようになればよいのか」を学生が理解できるようシラバスにわかりやすく示すとともに、学生が主体的に学習できるようなアカデミックスキルを獲得するための科目設定の検討などが早急に求められる。

#### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、学期毎のオリエンテーションで在学生にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アセスメント・ポリシーを達成することや専門職の資格取得に向けて学習するよう指導している。しかし、十分とは言い難い。指導に際しては学生生活と履修の手引き（提出-1）を使用しているが、すべての学生の理解につながる詳細な説明が求められる。また、シラバスについても十分に活用できていない学生が見受けられるため、今後の指導については個別での対応について検討が必要である。

また、期末試験終了後に学生に配布される成績通知書に記載された内容やGPAの取得に基づいて個別面談を実施し、学生に合わせた学習指導を継続的に行っている。しかし、一部の学生については学習意欲の著しい低下が認められ、その状況を効果的に改善することが難しい状況が発生している。このような学生に対しては、個別面談等を通じて学生や保護者と共に改善策を模索し、学科としての対応方針を提示するなどの対応を行っているが、今後に向けてはより効果的な指導が実践できる体制づくりが急務である。

国家試験についても令和6年度が本学科の受験生として初年度、令和6年度が2回目ということで、初年度の経験を踏まえて、学生に対する指導体制なども含めて改善の取り組みをおこなった。教員一人が二人までの学生を専属で支援するチューター制の実施や、対策講座の充実など、学科教員全体で精力的に学生を指導することを徹底した。成果はまだ道半ばであるが、管理栄養国家試験の合格率100パーセントが達成できるようにさらなる充実した効果的な取り組みが必要である。

定員充足については、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・

## 高知学園大学

ポリシーの見直しを図りながら、オープンキャンパス等を通じて学外に向けて学科の特色を周知することで、定員数を安定的に確保していきたい。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、三つの方針や学習成果に基づいた教育課程を整備し、法令遵守の下で運用しているが、いくつかの課題が残されている。まず、卒業認定・学位授与の適正な運用についてはシラバスやCAP制などで周知しているものの、学生が十分に理解・活用できているかを確認する仕組みは限定的である。教育課程については新カリキュラムを導入し体系的性を担保しているが、医療の進歩や臨床検査技師業務の拡大に迅速に対応するためには、さらなる柔軟性と継続的な見直しが必要である。教養教育については科目群を整備し専門教育との関連も示しているが、効果測定は授業アンケートに依存しており、学修成果としての教養力や判断力をどの程度獲得しているかを定量的・質的に把握する評価方法の工夫が今後の課題である。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

- 1 学生生活と履修の手引き
- 2 大学案内
- 3 Webサイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」
- 4 令和7年度学生募集要項
- 5 シラバス
- 16 学則
- 16 高知学園大学の教育目的に関する規程
- 16 高知学園大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程
- 17-19 教授会議事録

##### 備付資料

- 5 シラバス作成に関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領
- 16 GPA分布一覧
- 19 授業アンケート
- 87-89 評議会議事録
- 90 各学科会議議事録
  - ・高知学園大学 教育目的・学習成果、3つのポリシーとアセスメントプラン
  - ・シラバス作成に関する資料（シラバス作成要領、シラバスの記入方法について）
  - ・ファクトブック 2025：3.教育課程

・Web サイト：「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」

【区分 基準Ⅱ-B-1 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。】

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

高知学園大学健康科学部が定める学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性に関する知識や技術」を身につける専門的能力として「必要な知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」こと、「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける汎用的能力として「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと、「責任感と倫理観」を身につける汎用的能力として「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」こと、また「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につけるための総合的能力として「隣接・関連分野の人々からも意見を聞くことによって、相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ことを示している（提出-学生生活と履修の手引き）。専門的能力は専門職者に共通する必要事項である。汎用的能力も専門職者として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

これらの学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献するための人間性等が挙げられ、各学科で具体的に示している（提出-学生生活と履修の手引き）。各学科で習得すべき概要をシラバス（提出-シラバス）に明示している点からも具体性がある。教育課程の各科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示し、学習成果は達成可能なものとなっている。各教科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

これらの学習成果は、単位取得率や GPA で測定可能となっている。最終的には、学習成果の達成を証明するものとして学位授与率や免許や資格の取得率が挙げられる（備付-ファクトブック 2025 3. 教育課程）。学習成果の測定に関しては、学則（提出）第 34～第 36 条や教育基本方針に基づいて学習成果査定の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、アセスメントプラン（備付）を策定して実行している。

【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科の学習成果は上記の三つの方針に対応しており、学生が獲得すべき能力は明確である。その達成を証明する主なものとして管理栄養士国家試験があり、その目的に沿って教育課程を編成している。シラバス（提出-9）に各教育科目の到達目標と評価方法・基準を示し、授業計画を半期あるいは通年にわたる各回の実施計画を具体的に明示し、学習成果は一定期間内で達成可能なものとなっている。

学習成果は、各教育科目でアセスメント・ポリシーに基づいた評価基準を設定し、アセスメントプラン（備付-12②）に基づいて教育活動を展開するよう取り組んでいる。令和 6 年度に輩出した第 2 期の卒業生に対しては、1 年次より各学年の学期末等に学習した分野について管理栄養士国家試験を想定した習熟度試験を行い、3 年次には 2 回の全国模試を受験させ、それまでに獲得された学習成果を評価した。在学生に対しても継続して同様の教育活動

## 高知学園大学

を行っているが、引き続き管理栄養士国家試験合格率 100 パーセント目指し、習熟度試験の内容を精査したり、自主的な勉強会を推奨したりするなどしている。また、国家試験に向けての意識を学科全体で共有できるよう、異学年交流の機会も設けている。なお、基礎学力が不足する学生に対する指導を徹底させることを目標に学科内に立ち上げた国家試験対策部会を継続し、定期的な補講や模擬試験を計画し学習成果の獲得を保障するよう支援している。また、本学科において取得可能な免許である栄養教諭及び家庭科教員採用試験受験率と教員採用試験の 1 次合格者及び 2 次合格者数を増やすための支援対策もあわせて実施している（以上、備付-89「管理栄養学科」）。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、授与する学位分野ごとの学習成果を具体的に示し、シラバスには各科目の目的、到達目標、授業内容、評価方法・基準を明記している（提出-1、p. 23）。これに基づき、各科目の学習成果は評価基準に沿って測定され、一定期間の履修を通じて修得可能な体系となっている。成績評価には GPA (Grade Point Average) 制度を導入しており、全科目の成績を基に GPA を算出することで、成果を客観的かつ厳格に測定している（備付-16）。

加えて、個々の学生の成績や単位取得状況は学科会議で全教員に共有され、必要に応じて担任・副担任が定期的な面談を行い、学修指導や進路支援につなげている（備付-89「臨床検査学科」）。資格取得支援にも力を入れており、在学中に取得可能なバイオ技術者認定試験、遺伝子分析科学認定士、健康食品管理士、医療情報技師、日赤救急救命員などについて、特別授業や学習支援を行っている。令和 6 年度は、バイオ技術者認定試験（中級）で 2 年生 39 名中 13 名が合格（33%）、健康食品管理士では 4 年生 5 名が全員合格するなどの成果があった。日赤救急救命員の資格を 3 年生 2 名、1 年生 5 名、が受講し、すべて赤十字ベシックライフサポーター、赤十字救急法救急員の認定を取得した。また、心電図検定は 3 級 7 名（全員 4 年生）、4 級 1 名（卒後研修生）が取得した。授業アンケートは前期・後期に全学的に実施され、「授業内容」「教授方法」「学生自身の取組」の 3 側面から 5 段階で評価されている（備付-19）。これらの調査結果は科目ごとの学習成果と対応づけて分析され、教員による自己分析と改善に活用されている。令和 6 年度も調査研究の結果が学生生活全般を量的・質的に測定する基礎資料となり、教育改善の一助となった。

### 【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

#### <区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

高知学園大学のシラバスでは、各授業科目の学習成果（到達目標）が示され、授業の終了段階で学生ができるようになってほしい行動を明記している（提出-シラバスに関する資料）。また、教科科目の学習成果（到達目標）と学科の卒業認定・学位授与の方針との関係を明確に記載しており、学科の学習成果と卒業認定・学位授与の方針は対応していることから、各授業科目の学習成果は学科の学習成果に対応しているといえる。

教員は、学則第 36 条に基づき、各学科で定めたアセスメント・ポリシー（提出-学生生活と履修の手引き）によって成績評価を行い、学習成果の獲得状況を適切に評価している。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取り組み等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。教員の成績評価は教務課に提出された後に各

## 高知学園大学

学科・学年ごとに整理され、全体把握がされ、点検している。成績評価の極端な偏りがないかどうかを確認し、特に再試験や不合格者が多い科目については、授業評価アンケート結果と比較しながら点検している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、豊かな教養と人間性に溢れ、高い倫理観及び専門的知識・技術を備え、医療や社会の様々なニーズに対応しうる、食・栄養を通して人々の健康に貢献する管理栄養士を育成するための教育課程編成・実施の方針を明確に示している。そして、本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p. 8）、大学案内（提出-2、p. 10）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等にて表明している。

本方針において、まず「管理栄養士の社会的な役割を理解するとともに、その知識と技術を活用する応用力・実践力を養う教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術」に対応している。次に、「学生の主体性を育み表現力や傾聴力を養う教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「主体性及び多様な人々に対応できるコミュニケーション能力」に対応している。また、「総合的に健康を学ぶ」については、卒業認定・学位授与の方針の「学び続ける力」に対応している。そして、「他職種間連携のフィールドワーク等を取り入れた実践的教育」については、卒業認定・学位授与の方針の「責任感と倫理観を身につけ、他者の立場を理解し協働できる」に対応している。以上の方針を根拠とし、達成できた学習成果は、学習成果査定の方針（提出-1、p. 9）に則り、客観的に評価を行なっている。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、各授業科目のシラバスに授業目的、到達目標、授業内容、成績評価方法・基準を明示し（提出-1、p. 23）、各科目の学習成果が学科として定める学位授与方針および教育課程編成・実施の方針に対応していることを明確にしている。教員は、これらの成績評価基準に基づいて学生の学習成果の獲得状況を厳格に評価し、成績評価には GPA (Grade Point Average) 制度を導入して客観的かつ定量的に成果を測定している（備付-16）。

また、成績分布や単位取得率等の情報は学科会議で共有され、全教員が把握できる体制を整えているほか、担任・副担任が定期的に学生面談を行い、学習成果の達成状況を確認しつつ個別指導に活用している（備付-89「臨床検査学科」）。さらに、授業アンケートを前期・後期に全学的に実施し、授業内容・教授方法・学生自身の取組に関する評価を科目ごとに分析し、教員による自己点検と授業改善に結び付けている（備付-19）。このように、本学科では学習成果の獲得状況を多角的に把握・点検し、教育の質の向上に反映している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

### <区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学習成果の獲得状況について、量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、アセスメント・ポリシーに基づきアセスメントプランを策定し、実施している（備付-アセスメントプラン）。アセスメントプランに基づき、GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試

## 高知学園大学

験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）などの情報を収集し、活用している（備付-ファクトブック）。

学生による回答から測定する仕組みとしては、間接的な評価として学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。

本学では組織的なインターンシップや留学の取り組みは行っていないが、インターンシップに類似する取り組みとして学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用している。また、卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、毎年度就職委員会等で点検している。休退学者の状況については評議会・教授会で学習成果獲得の指標として把握し分析している（提出-教授会議事録、備付-評議会議事録）。

例年、卒業生に対する卒業時アンケート（備付-ファクトブック 2025）では、卒業を控えた学生の学習成果に関する自己評価を把握し、次年度の教育活動や学生指導の改善へ活用している。また学科によっては卒業後の追跡調査も活用している（備付-FD・SD 活動報告書）。

以上のように、本学では様々な量的・質的データを学習成果の点検に活用している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科における学習成果の測定は、GPA にて経時的に評価している。管理栄養学科における CAP 制に関する内規において、GPA が 2.5 以上であった学生に対しては、CAP 制で定める上限の年間 48 単位を超えた履修を可能としている。本学科で測定された学習成果の中で、GPA の測定結果やその推移に関する情報は高知学園大学・高知学園短期大学 GPA 分布一覧（備付-16）で示している。

本学科では、管理栄養士国家試験対策の一環として実施する習熟度試験（担当教員が問題を作成；2～4 年次）や模擬試験（管理栄養士国家試験対策を専門とする民間業者を活用；3～4 年次）を実施し、それらの結果を分析することで学習成果獲得状況の測定として活用している。また、管理栄養士国家試験の合格率や栄養教諭及び中学校・高等学校教員免許状（家庭科）取得率も同様に活用する。令和 6 年度では高知学園大学の第 2 期生が卒業年度となり、管理栄養士国家試験受験資格要件を満たした 34 名が受験し、25 名が合格した（合格率 73.5 パーセント）。また、栄養教諭一種免許状を 6 名（取得率 75 パーセント）、中学校教諭一種免許状（家庭）を 5 名（取得率 100 パーセント）、高等学校教諭一種免許状（家庭）を 5 名（取得率 100 パーセント）が取得した。管理栄養学科では令和 6 年度に大学設置後 2 期生の卒業生を輩出した。卒業生の多くは、病院、高齢者施設、給食受託会社、保育園等の管理栄養士または栄養士として就職した（備付 27）。また、高知県の小中学校の臨時栄養教諭や中学校もしくは高等学校の臨時教員（家庭）の他、一般企業等幅広い分野で、そのほとんどが高知県内に就職した。卒業後の評価は、1 期生を輩出した令和 6 年度より本格的に行っているが、これまでの短大時の卒業生については、臨地実習でお世話になっている病院や施設に卒業生がいる場合においては巡回指導時に、実習先に評価を聴取したり、公益社団法人高知県栄養士会を通じて会員からの情報や研修会等や就職委員が求人に関して病院・施設・給食受託会社から訪問を受けた場合に卒業生が就職している場合には、卒業生の評価を聴取したりしている。また、卒業生が学科で開催している生涯学習である「管理栄養士国家試験対策講座」に参加することや自ら直接学科内の教員と連絡をとり、状況を聞く場合も

## 高知学園大学

見受けられる。

大学の卒業生に関しても卒業生の情報に関する聴取内容は、学科内で共有し、本学科の教育活動へ反映する仕組みについて、学習成果や三つの方針との関連を吟味しながら、学科で検討している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、学習成果の獲得状況を多面的に把握するための仕組みを整備している。まず、量的データとして、各科目の成績評価に基づく GPA 分布や単位修得率、学位取得率を把握しており（備付-16）、さらにバイオ技術者認定試験、遺伝子分析科学認定士、健康食品管理士、医療情報技師試験等の資格試験・国家試験の合格率を追跡している（提出-1、p. 23）。また、学生の学習成果や活動を記録・蓄積し、ルーブリックを用いた評価も活用している。

質的データとしては、学生調査や授業アンケートを前期・後期に定期的実施し（備付-19）、自己評価を通じて学生自身の学修状況や意識を把握し、授業改善に反映している。さらに、学外活動や進路に関する指標として、インターンシップや臨地実習への参加率、在籍率、卒業率、就職率を定期的集計している（提出-1、p. 23）。加えて、卒業後の学習成果の持続性を把握するため、卒業生調査や進路先を対象とする調査も実施しており（提出-1、p. 24）、社会における評価や活躍状況を確認している。

これらの量的・質的データの測定結果は、学科会議やカリキュラム検討の場において学習成果の点検・改善に活用されており（備付-89「臨床検査学科」議事録）、教育内容や指導体制の見直しに直結している。このように、本学科は多様な指標を組み合わせた体系的な仕組みにより、学習成果の獲得状況を適切に測定・評価し、教育の質向上につなげている。

### 【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

高知学園大学における学習成果の獲得状況については、直接的な評価として試験やレポート、授業への取り組み等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程（提出-規程集）に基づいて GPA による評価を導入し、その分布状況を分析している（備付-ファクトブック 2025）。また、単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科会議の点検を経て、評議会、教授会で点検している（備付-教授会議事録、提出-評議会議事録）。また、学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて公式サイト（備付-「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」）等で公表している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

本学科の学習成果の獲得状況については、卒業生数、資格取得者数等を可視化し、オープンキャンパスや学生募集のための高等学校訪問時や高校生の本学訪問時、入学前後のオリエンテーション、在学生については、学期始めのオリエンテーション時や管理栄養士総合演習などの授業の中でも学生に説明することで、周知するなど学内外に公表している。

【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、各授業科目の学習成果が学科全体の学習成果に対応するよう教育課程を編成し、シラバスや実習評価基準により明確化している。学習成果の獲得状況は、定期試験、小テスト、レポート、臨地実習前総合評価実習、国家試験対策実力試験など多様な評価指標を用いて可視化しており、その根拠を基に学生一人ひとりにフィードバックを行い、自らの到達度を自覚できるよう指導を行っている。

令和6年度は、臨地実習に先立ち実施した総合評価実習で技能到達度を確認し、基準未達の学生に対しては繰り返し指導を行った。実習中には4週間ごとに学内教員が巡回指導を行い、実習後には事後検討会をオンラインで実施するなど、施設との連携に基づき学習成果の把握と改善に努めた。また、学科全体として成績不振者への補習や個別指導、保護者への早期連絡、キャリアセンターと連携した休退学防止の取組を実施し、学習成果の獲得を支援した。

成果については、在学中に複数の資格取得実績が確認されており、バイオ技術者認定試験中級で33.3%の合格率、日赤救急救命員認定や心電図検定合格者、健康食品管理士資格取得者が出た。また、国家試験に向けては計画的な補習・対策授業を実施し、令和6年度の家試験合格率は85%であった。これらの成果は学科内会議やオリエンテーション、臨地実習報告会などを通じて学生・教員間で共有されるとともに、学外の学会やフォーラムにおいても学生・教員の発表として公表されている(備付-89「臨床検査学科」議事録)。

さらに、教員の資質向上の面では、タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会を教員18名中15名が受講し、認知症や在宅医療に対応した新カリキュラムの教育内容の充実を図った。FD・SD活動にも全教員が参加し、学内研究発表会での報告や教育力向上研修を通じて授業改善に取り組んだ。

以上のことから、本学科では学習成果の獲得状況を可視化し、その根拠を基に学生への説明と学外への公表に努めており、教育課程の改善と成果の透明性確保が着実に実施されている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

本学では、GPA、国家試験合格率、卒業時アンケートなどの多角的なデータを収集・分析し、各学科の教育改善に活用する体制を整えている。しかし、これらのデータ分析が各学科や部署単位での運用に留まっている側面がある。今後は、入学から卒業、さらには卒業後のキャリア形成までを繋ぐ「学修行動の経年変化」を全学的に一元管理・分析する教学IR(インスティテューショナル・リサーチ)機能をさらに強化する必要がある。これにより、中長期的な教育課程の有効性検証や、学生支援の最適化を組織的に推進することが課題である。

各授業の到達目標と学位授与方針(DP)の関連付けはシラバス等で明確化されており、教員による学習成果の測定・フィードバックも適切に行われている。一方で、学生自身が4年間の学びを通じた自らの成長プロセスを主体的に振り返り、メタ認知(自己理解)を深める仕組みには改善の余地がある。今後は、学修ポートフォリオの全学的な活用をさらに推進し、学生が自身の学修成果を根拠資料と共に可視化・確認できる環境を高度化させ、自律的な学修習慣の定着と自己肯定感の向上へと繋げることが求められる。

## 高知学園大学

現在、管理栄養学科や臨床検査学科では、実習先や職能団体を通じた独自のネットワークにより、卒業生の活躍状況や社会からの評価を収集し、教育内容に反映させている。しかし、これらの外部評価の収集手法や分析プロセスには学科間で差異がある。今後は、卒業生調査および進路先（就職先施設・企業）調査について、全学的に統一された手法による定型的・組織的な実施体制を確立し、社会の要請に応える教育の質の保証と、教育課程の更なる改善に繋げるサイクルを強固にする必要がある。

国家試験合格率や資格取得実績などの量的データの公表については法令を遵守し、適切に実施されている。今後はこれに加え、本学の教育の特色である「豊かな人間性」や「コミュニケーション能力」といった汎用的能力の獲得状況についても、より分かりやすく可視化し、公表の質を高めることが課題である。公式サイトや学外向け資料において、インフォグラフィックスの活用などを通じ、ステークホルダーに対して教育成果を直感的に理解しやすい形で発信する工夫に取り組んでいくことが必要である。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

- 1 学生生活と履修の手引き
- 2 大学案内 2025 [令和7(2025)年度]
- 3 Web サイト  
「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」  
「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」  
「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」
- 4 学生募集要項 2025 [令和7(2025)年度]
- 5 シラバス
- 16 学則
- 19 教授会議事録 [令和6(2024)年度]

##### 備付資料

- 5 シラバス作成に関する資料  
①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領
- 9 ウェブサイト  
「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」
- 12 アセスメントプラン  
①高知学園大学  
②管理栄養学科  
③臨床検査学科
- 16 GPA 分布一覧
- 19 授業アンケート
- 27 進路一覧表

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

高知学園大学では、教育上の目的を踏まえ、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、入学者受入れの方針を掲げ、学生募集要項（提出-5）や大学案内（提出-2）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて積極的に公表している。本学の教育科目は、各専門性の「知識と技術」を習得するためにいずれの学科でも学ぶ学生に共通して身につける能力は「熱心に学び、その成果を社会に貢献するために活用する」ことである。

また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」学習成果が専門職者として求められる。そのためには「世界の変化や動向を分析し、進歩する知識と技術を求め続ける」ことができなければならない。さらに、これらを実現するためには、学習成果の「倫理的な観点に基づいて自ら行動する」ことが求められる。それゆえ、「新たな研究に挑戦する心を持つ」ことが重要である。その過程では、学習成果の「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められる。それゆえ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上のことから、本学で「知識と技術」を習得するために必要な意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学び、人々の健康に貢献することを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想を実現するために人々と協力し合うこと」が前提となる。このように、入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科とも入学者選抜制度によって実施している。まず、総合型選抜入学試験は専願であり、各学科の入学者受入れの方針に適していることを受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、大学入学希望理由書と調査書、小論文及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取り組み、社会性を確認するとともに、専門分野に対する強い関心と社会へ貢献する意欲や明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲等を総合的に評価している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正にそれぞれの選考基準を設定して、入学者選抜を実施している。以上の方針は、入学者選抜の概要として学生募集要項（提出-5）に明示して公表している。授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している（提出-5）。

入学試験・学生募集関係は教務学生課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置している。また、入学者選抜の実施にあたっては、入試委員会を設置し、入試の際には学長を責任者とする判定会議を実施し、評議会・教授会での審議を経て入学許可者を決定する体制を構築している。入試委員会は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

## 高知学園大学

に基づき、各学部・学科の入試実施要項や評価基準を審議・決定している。入試実施後は、入試委員会が選抜結果の適正性について検証し、その結果を学長に報告している。学長は、これらのプロセス全体を監督し、最終的な合否を決定する責任を負うこととしている。教務学生課と入試委員会が連携して実務を遂行することで、責任体制をより一層強化している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

入学者選抜の方法は、入試ごとに多様であるが、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、志願者の「学力の三要素（知識・技能）（思考力・判断力・表現力等）（主体的に学習に取り組む態度）」について、書類審査や面接、小論文、学力検査等により、多面的・総合的に評価している。また、学生募集要項（提出資料5）に示しているように、それぞれの選抜方法ごとに試験科目は異なるが、小論文、国語や英語、化学基礎、生物基礎、数学Ⅰのうちから1科目選択する学力検査及び面接の試験については採点基準を設け、公正に評価している。面接試験については、共通の問題を用いて試験官により難易度の差が出ないようにしている。

また、高大接続の観点により、各選抜についてそれぞれの出願基準と選考基準を設定しており、そこでは入学者の多様性の確保に配慮している。提出された調査書や大学入学希望理由書を元に、合否検討に活用している。調査書には探究活動に関する記述欄を設けている。入試作業及び選抜作業は、学長を決定者としており、入試当日も学長を本部長として実施するなど、その責任体制は明確である。入学者の選考については、学科での選考会の後、教授会において審議を重ね、最終の合否判断は学長が行うことにより、適正かつ公正に選抜作業を実施している。

アドミッション・オフィスを設置し、学生募集から入試説明、選抜までの実質的な業務を担当している。また、合格後の入学前教育や入学後の状況、卒業後の進路など、高等学校との情報交換を定期的に行うことで高大連携を密接に図っている。具体的には、教務学生課の職員や学科の教員が高校訪問時や進学説明会の機会、高等学校の教員が本学訪問をされた時などを利用して、各学科の教員と情報共有することで多面的な選抜に生かしている。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、現代医療に貢献できる実践力と研究能力を備えた専門職業人を育成することを目的として、入学者受入れ方針を大学案内（提出-2, p11）、学生募集要項（提出-5, p22）、および本学ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー」）に公表している。これらの方針は、卒業認定・学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針と整合しており、学習成果の到達目標と対応している。

受入れ方針として示している「基礎学力の保持と学習意欲の継続」「生命に関わる分野での社会貢献を志向する姿勢」「知識・技術を習得する強い意志」「多様な人々との円滑なコミュニケーション能力」は、それぞれ学習成果に掲げる「専門的知識と技術の修得」「課題解決に向けた判断力」「専門性の活用」「臨床検査技師としての役割理解」と対応している。こうした方針と学習成果の関係については、進路説明会やオープンキャンパスの場で説明を行い、受験希望者やその保護者に分かりやすく提示している。

入学者選抜については、一般入試、大学入学共通テスト利用入試、総合型選抜、推薦入試

## 高知学園大学

(指定校制・公募制)、社会人選考および留学生選考を実施している。これらの選抜方法においては、入学前の学習成果を厳格に評価するとともに、個人面接を通じて臨床検査技師を志す動機や社会貢献への意欲、さらに必要とされるコミュニケーション能力を確認している。なお、選抜の概要は学生募集要項（提出-5）に明示されている。また、入学希望者や保護者、高等学校等からの照会には学生支援課が中心となって対応し、専門的な内容については学科教員が対応している。さらに、大学見学や個別相談を希望する受験者に対しては、学生支援課と学科教員が協力し、休日を含め柔軟に対応できる体制を整えている。授業料や入学に係る諸経費についても、学生募集要項（提出-5）に明記されている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

### <区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では、文字通り指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校（以下、「高等学校」と表記）で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え、本学で必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。学校推薦型選抜入学試験（公募制）は、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性を評価するとともに、明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲や姿勢を総合的に評価して入学者を選抜している。一般入学試験では、受験生の学力を重視して試験を行っている。一般入学試験 A では学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。一般入学試験 B では小論文試験を課し、基礎学力を基盤とした論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。また、大学入学共通テスト利用入学試験では、大学入学共通テストの結果に、面接と調査書も踏まえて専門分野を学ぶために必要な一定の基礎学力と勉学への意欲を評価することによって入学者を選抜している。その他、社会人選考や留学生選考も実施している。

このように、本学の入学者受入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受入れの方針を対応させながら、入学前に一定の基礎学力を有するとともに適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけているかについて、選抜方法の特性に応じた選考基準を設定し、可否を判定している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正にそれぞれの選考基準を設定して、入学者選抜を実施している。以上の方針は、入学者選抜の概要として学生募集要項（提出-5）に明示して公表している。選抜区分ごとの募集人員や授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している（提出-5）。

入学試験・学生募集関係は教務学生課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置している。受験の問い合わせに対しては、入試専用連絡先を学生募集要項に明示し、教務学生課が懇切丁寧に対応している（提出-5）。広報についても教務学生課を中心に、高知学園大学広報企画会議規程に基づいて活動を展開している。本学の入学者受入れの方針は

## 高知学園大学

オープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を説明している。また、高等学校関係者には高知学園短期大学と共同して、本学独自の説明会を高知県内 3 会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に学科会議や評議会、教授会で定期的に点検している。

### <テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

本学では、学則および入試関係規程に基づき、学長を中心とした厳格な責任体制の下で公正かつ多面的な入学者選抜を実施しており、アドミッション・ポリシーに基づく多様な選抜区分と、AO を通じたきめ細かな高大連携活動は、教育目的に合致した意欲ある学生の確保に寄与している。しかしながら、全国的な 18 歳人口の減少に加え、臨床検査技師を含む医療関連への関心の低下や地域特性の影響により、入学者数は減少傾向にある。今後はオープンキャンパス等の定例行事に留まらず、本学の教育内容や卒業生の進路について高等学校教員がより深く理解し、意見交換できる機会を拡充することで、地域ニーズに即した戦略的な広報体制を一層強化する必要がある。

受験生への情報提供については、入学後のミスマッチを防ぐため、公表情報の質と利便性をより向上させることが課題となる。現在は紙媒体の募集要項が中心となっているが、今後はデジタルデバイスでの閲覧を前提としたウェブサイトのユーザビリティ改善や、SNS、動画コンテンツを活用した「学びの具体像」の可視化を推進しなければならない。特に入学者受入れの方針や各選抜方法の評価ポイントを受験生が直感的に理解できる形で提示することで、受験生が自身の強みと大学が求める人物像を照らし合わせやすい環境を整え、意欲ある志願者の確保と適切なマッチングを図ることが求められる。

さらに、高大接続の観点からは、策定したアドミッション・ポリシーが実際の選抜においてどの程度有効に機能しているか、客観的な根拠に基づく検証が不可欠である。現在は入試委員会等による振り返りが中心となっているものの、今後は IR データを活用し、選抜区分ごとの入学後の成長度や学修成果の達成状況との相関分析を深化させ、入試の妥当性を体系的に検証する体制を構築する必要がある。こうした分析結果をフィードバックすることで、より精度の高い選抜手法の開発や入学前教育の充実に繋げるとともに、社会人や留学生、編入学者などの多様な人材を積極的に受け入れるための選抜基準の最適化に取り組み、学修環境の活性化と定員充足の安定化を目指す。

### <テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特記事項なし

### [テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

### <根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生生活と履修の手引き
  - 2 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]

## 高知学園大学

4 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度]

5 シラバス

6 行事予定表

7 時間割表

16 学則

16 カウンセリング委員会規程

16 CAP 制の内規

16 高知学園大学再入学・転入学規程

### 備付資料

9 ウェブサイト

「ポータルサイト」

16 GPA 分布一覧

19 授業アンケートに関する資料

①授業アンケート結果集計資料

②授業アンケート（質問項目）

③授業アンケートに対する自己分析の報告資料

22 臨床検査学科キャリア形成事業アンケート結果

24 合格者への配付資料一式

25 オリエンテーション資料一式

28 授業参観に関する資料

①授業参観（目的）

②授業参観アンケート

③事後検討会報告書

④授業改善計画報告書

30 図書館利用案内（らぶつく+）

31 パスファインダー

37 天神祭

38 学園祭実行委員会資料

58 学外研修に関する資料

①学外研修受講報告書

64 図書館に関する資料

66 実験室安全のためのマニュアル

89 各学科会議議事録

ファクトブック 2025

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

### <区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

高知学園大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受入れの方針へ明記し、学生募集要項（提出）等で公表している。本学では入学予定者を対象に、各学科に入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題等を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機づけを高めるよう取り組んでいる（備付-合格

## 高知学園大学

者への配布資料一式)。

毎年4月には、新入生に対する大学全体のオリエンテーションを開催し、学科別のオリエンテーションを行っている(備付-令和6年度新入生オリエンテーション資料)。本学ではスムーズな高大接続の観点から、入学後約1週間をかけて授業開始前オリエンテーションを丁寧に行っている。全体による説明後、学科別オリエンテーションを行い、教育課程の意義、資格取得に関する事項、専門性に基ついた学習方法や科目の選択のための履修登録指導、高校生活との違い、学生生活のあり方等を具体的に説明している。また、大学での居場所づくりのためにクラスでの仲間づくりや先輩との交流等を企画し、入学後の最初の躓きの予防に努めている。

在学生に対しても、毎年度末には翌年度に向けたオリエンテーションを行っている(備付-令和6年度在学生オリエンテーション資料)。これまでに獲得した学習成果に基づいて履修指導を行い、必要に応じ個別に面談を行いながら、学習に対する動機づけを高めるよう努めている。さらに、各学科ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が将来を見据え、次年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としてはシラバス(提出)や学生生活と履修の手引き(提出)、行事予定表(提出)、実験室安全のためのマニュアル(備付)を発行、あるいはポータルサイトからデータで配布し、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については、ポータルサイト(備付)やTeamsを中心に、学内掲示や印刷物も活用して学生への周知徹底を図っている。

学生に対しては、オリエンテーションや成績通知時あるいは必要時には適宜個人面談を行い、担任を中心としながら履修や卒業に至る指導・支援を行っている。学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科、医務室や学生支援課が連携を取りながら相談に乗るとともに、産業カウンセラー資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会規程(提出-規程集)に基づいてカウンセリング委員会が対応することもある。

基礎学力が不足すると思われる学生や進度の遅い学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が補修を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。授業終了後の本試験の不合格に対しては再試験を行うが、再試験までに課題の設定や補習等で学習できるよう支援している。特に国家試験合格に向けては、授業時間外で教員が補習授業を実施する、予算を確保し外部講師を活用して特別授業を実施するなど、学科を中心に大学全体で取り組んでいる。

他方、学習成果の進度が早い学生や優秀な学生に対して、各学科でCAP制の内規(提出-規程集)に基づき配慮しているほか、学生の希望に応じて科目担当教員が個別に対応する、進学について相談に乗る、あるいは推奨するなど対応している。

留学生の受入れに関しては、高知学園大学外国人留学生規程に基づき、外国人留学生を受け入れる体制を整えている。受入れに当たっては留学生選考を制度化して対応している。また、高知学園大学外国人留学生授業料減免規程も整備して学習成果を高めるよう配慮している。一方、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないが、留学の案内があればその都度掲示を通して学生へ周知している。

なお、本学は通信による教育を行っていない。

## 高知学園大学

各学科は、GPA 分布一覧などファクトブック（備付）等のデータに基づいて考察し、学習支援の方策を点検している。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標として位置づけ、各学科、また就職委員会や評議会等で点検している。本学では、編・転入学については学則第 30 条に定め、高知学園大学再入学・転入学規程を定めて受入れ、学生支援課と各学科が協力しながら指導助言を行う体制をとっている。

本学図書館には、司書資格を有する専任職員 2 名と非常勤職員 1 名の計 3 名を配置し、専門的知識を生かして学生の学習支援に取り組んでいる。また、入学時のオリエンテーションや希望者への個別対応を通じて、CiNii Research、JDreamⅢ、医中誌 Web などの学術情報データベースの活用方法を指導している。特に専攻科地域看護学専攻生には、医中誌 Web の検索方法や資料の入手方法に関するオリエンテーションを実施し、専門的な学習支援を行っている。図書館業務は電算化されており、学生・教職員は「My Library」機能を通じて貸出状況の確認や文献複写依頼が可能である。貸出期間は 3 週間で、冊数制限は設けていない。夏期休業中や学外実習期間中（最大 8 冊まで）の長期貸出など柔軟な対応を行っている。図書館報『らぶっく』では、書評を通じて読書体験を共有し、学生の読書意欲を高める取り組みも行っている。これらの取り組みにより、学生一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、学習成果の最大化に努めている。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、学内外で大学説明会やオープンキャンパスを開催し、大学案内（提出-2）や学生募集要項（提出-5）等を利用しながら本学科の教育目的や教育課程の周知を図っている。その上で、新入生には特に、学習成果の獲得が円滑に行えるよう、入学後にオリエンテーションの日を設定して学習の動機づけや心構え、上級生との交流を行っている。

また、本学科は学習成果の獲得に向けて、入学時に全学及び学科のオリエンテーションを、学期ごとには学科のオリエンテーションを行っている。オリエンテーションでは、本学科が示す学習成果獲得に向けた学習の方法や心構え、科目の選択と履修について、学生生活と履修の手引き（提出-1）やシラバス（提出-9）、時間割表（提出-11）を活用しながら具体的に説明している。さらに、クラス担任・副担任による個人面談や必要に応じて保護者を交えた三者面談を行い、学習面だけではなく、生活上の様々な相談等にも丁寧に対応している。各教員はオフィスアワーを設定して、学生が相談しやすい体制を構築している。

学生に対する個別の、手厚い学習支援も行っている。基礎学力が不足していると思われる学生に対しては、直接またはメールや Teams の機能を利用し、授業担当者や担任以外の教員も含めて授業時間外での個別指導や補習を行い、学生の理解度や状況に応じた対応をしている。また進度の早い学生や成績優秀な学生に対する学習上の配慮については、管理栄養学科における CAP 制に関する内規に基づき、GPA が 2.5 以上の学生が CAP の年間 48 単位を超えて教育科目を履修できる体制を整備し、学習支援を行っている。さらに将来の管理栄養士国家試験受験対策として、参考図書を紹介や学習方法を指導するなど、学習活動の発展に向けた個別支援を実施している。

学習成果の獲得状況については、GPA を中心に、履修科目の単位取得状況や模擬試験（当該年度に学習した科目に対する過去の国家試験問題や全国模試）を指標として、学科教員で検討・点検している（備付-89「管理栄養学科」）。模擬試験については、その結果を掲示し

て公表し、学生自身が学習成果獲得状況を把握し、動機づけを高める環境を整備している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、学生が学習成果を着実に獲得できるよう、学習支援を組織的に実施している。まず、教職員による学習支援体制として、クラス担任・副担任を中心に学科教員と学生支援課が連携し、日常的な履修指導や学習上の悩みに対応している。学科会議を通じて学生の学習状況を共有し、必要に応じて補講や課題指導を行うなど、教員組織全体で支援に取り組んでいる(備付-89「臨床検査学科」議事録)。

次に、クラブ活動や学園行事等を通じて、学生が主体的に活動する機会を保障し、その経験を学習意欲の向上や主体的学びの促進につなげている。特に在学生オリエンテーションでは、上級生が下級生に履修方法や学習上の工夫を助言する機会が設けられ、学生同士の交流を通じた学習支援が行われている。

さらに、学生の健康管理やメンタルヘルスケアは学習支援の基盤として位置付けられ、保健室や学生相談室を通じて心身の不調に対応できる体制を整えている。これにより、学習意欲の維持や学習活動への集中を支援している。

また、学生の意見や要望の聴取は、アンケート調査やクラス担任・副担任との個別面談を通じて実施され、その内容は学科会議等で共有され、学習支援方策の改善に反映されている(備付-19①)。

以上のように、臨床検査学科では学習面に直結した支援体制を整備し、学生が主体的に学び、成果を高められるよう組織的な取組を行っている。

### [区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

#### <区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

高知学園大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として高知学園大学学生委員会や高知学園大学カウンセリング委員会、高知学園大学倫理委員会を整備している。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科ではクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している(提出-1)。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度(24時間補償)に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習における事故等も補償の対象としている。

学生が主体的に参画するクラブ活動や学園祭行事等の活動について、クラブ活動では教務学生課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、予算書作成や年間計画の立案など学生が主体的に活動できるように支援している。また、学園祭(天神祭)では学生組織である学園祭実行委員会を設け、さらにその中の執行部が主体となり運営し、準備や実施に取り組み、その支援は学生支援課と各学科の教員が協働し行うように組織づけられている(備付-37・38)。そして平常時にはボランティア活動等への取り組みも学生が積極的に参加できるよう、情報発信や外部との調整等、教職員は支援をしている。

学生の福利厚生面では、食堂において学生の健康面や嗜好を考慮したメニューの作成を委託業者と交渉している。また、地域の不動産業者との連携により、学生の希望に合わせて、アパートの斡旋も行っている。

## 高知学園大学

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い。オートバイは登録制にしており、駐輪場は自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与や修学支援法に基づく支援を受けており、手続や返還の指導を教務学生課が行っている。

本学では学則第 44 条（提出-4）に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第 44 条第 4 項に基づき延納を認めることがある（提出-4）。教務学生課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を継続できるよう支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室やカウンセリング委員会が置かれ、学生が充実した生活を送れるよう支援する体制を整えている。医務室には看護師が常駐し、学生の怪我や急病への対応、メンタルヘルスへの支援を行っている。新生は 4 月に健康診断を実施し、医務室は全学生の健康状況を把握し保健指導や受診指導を行っている。また、慢性疾患等で学生生活の中で特別な配慮や見守りが必要な状況にある学生については、安心・安全な学生生活が営めるよう本人や保護者の同意のもと医務室と学科教員が情報を共有・連携している。感染症の流行時期には、医務室前の掲示板に県内の感染症の情報や感染対策の資料等を掲示し、感染予防の啓発を行っている。

学生は相談したい事案が生じた場合、多様なハラスメント等に対応するために相談体制を整え、救済と対応に努めるよう高知学園大学セクシュアルハラスメント等に関する規程があり、相談窓口として相談員を配置し、相談員は倫理委員会を組織し対応することが定められている。これらの支援については、学生生活と履修の手引きに記載されている（提出-1）。

学生生活に関する意見や要望については、授業アンケート（備付-19①）の結果や直接受けた相談内容を中心に活用し対応策を検討している。平素においても教務学生課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。留学生の学習及び生活支援に関する体制として、受け入れた際には当該学科の教員及び教務学生課の職員を中心に、日本語教育等の支援や生活相談に対応したりすることとしている。

また、生活支援に関連して、本学では高知学園大学外国人留学生授業料減免規程を設け、授業料の 30 パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第 6 条の 2、休学期間を学則第 26 条の 1~3 に定めている。長期履修生の受入れは制度化していない。社会人経験者の学生や長期履修者に対して組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの学生に対しても個別の学習支援を行っている。

ネットワーク関係では ICT 化として学内全体に Wi-Fi を整備し、情報管理や活用に関する理解を深めている。ポータルサイトや Microsoft 365 を活用した情報共有に関しては、一定の効果が得られており、安全かつ迅速な活用ができています。

障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。また、8 号館にはエレベーターを設置している。

## 高知学園大学

学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やポータルサイトを利用して情報発信している。今後は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加するよう促していく。これらの活動について、現行では教育科目の学習成績への評価とはならないが、将来的には高知学園短期大学と同様に同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することも計画している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、担任制度をとり、学生ひとり一人にきめ細かいサポートを行っている。各学期初めのオリエンテーション時に個別面接を行うほか、欠席が続く学生や友人関係に悩んでいる学生にも、適宜面談を行うなど学生の学習面も含めた生活支援を行っている。具体的には、クラス担任及び副担任が中心となって学生個々の履修状況を定期的に学生と確認し、検討の必要がある場合は学科会議等で情報共有し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、クラス担任及び副担任は学生からの欠席連絡など、必要に応じて電子メールやTeams、ポータルサイト、電話を通じて学生と連絡をとり、授業担当教員も含めた教員間で共有した授業への取組姿勢や理解度、出席状況等を把握している。その上で適宜個別面談や保護者面談を行っている。このように、学生の不安なことや生活面での心配事等も気軽に相談できる関係性を構築し、学生の履修及び卒業と資格取得に向けた指導を行っている。学科会議においても「気になる学生」という議題を毎回設け、教員全体で支援する体制をとっている。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、学生が安心して学業に専念できるよう、学習成果の獲得に資する生活支援体制を組織的に整備している。まず、学生委員会を中心に、教職員が連携して学生生活全般に対応し、担任・副担任制と組み合わせることで、日常的にきめ細かな支援を行っている。クラブ活動や学園行事等については、学生が主体的に企画・運営できるように教職員が助言・指導を行い、主体性を育みながら学内外での活動を支援している。

また、医務室と連携し、健康診断の実施や日常的な健康管理を行うとともに、メンタルヘルスや生活上の不安に対応するようにしている。さらに、学生生活に関する意見や要望については、学科会議やオリエンテーション時のアンケートを通じて収集し、改善策を検討・反映する仕組みを設けている。

リレーフォーライフ等のボランティア参加を積極的に推奨し、学生の社会的活動を後押ししている。これらの取り組みにより、学生が学習と生活の両面で充実した大学生活を送ることができ、学習成果の獲得につながる支援体制が確立されている。

### [区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

#### <区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

高知学園大学では、就職支援のための教職員組織として就職委員会規程に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と学生支援課の就職担当職員が密に連携しながら進路支援を

## 高知学園大学

進めていくこととしている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意欲を高めるため、キャリアセンターでキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、高知学園大学キャリアセンター運営会議規程を定めて行っている。また、教育課程においても、両学科ではキャリア形成科目の区分を設けて、教養・基礎科目と専門科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。

就職支援のための施設整備は学生支援課が窓口となり、就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備、設備の拡充を行いパソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設置し、求人票もいつでも閲覧できるよう整理してファイリングしている。さらに、ポータルサイトで求人を公開することもできる。就職担当は、入学時から学生の希望する企業や病院等を把握し相談のりながら、学生が希望する就職先に進めるよう支援を進めている。

就職のための資格、国家試験受験資格を取得するために、教員が協力して演習、模擬試験等を実施して学生の学力を分析し対策を講じるよう、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たる計画を立てている。就職試験対策の支援は、受験先決定の相談や試験時における面接対策、履歴書の記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施等できめ細かく指導する体制を整備している。また、学科によっては就職合同説明会を開催し、在学生はキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促し、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像を把握するなど、就職対策としての支援を行う計画をたてている。進学・留学に対する支援について、今後は大学院進学等の情報も全学的に提供する予定である。担当事務は教務学生課であるが、各学科によって進学傾向が異なると予想されるため、各学科の教員も積極的に指導に当たる予定である。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では令和6年度に第二期生の卒業生を輩出した。卒業生の多くは、病院、高齢者施設、給食受託会社、保育園等の管理栄養士または栄養士として就職した（備付 27）。また、高知県の小中学校の臨時栄養教諭や中学校もしくは高等学校の臨時教員（家庭）の他、一般企業等幅広い分野で、そのほとんどが高知県内に就職した。卒業後の評価は、1期生を輩出した令和6年度より本格的に行っていくことになるが、これまでの短大時の卒業生については、臨地実習でお世話になっている病院や施設に卒業生がいる場合においては巡回指導時に、実習先に評価を聴取したり、公益社団法人高知県栄養士会を通じて会員からの情報や研修会等や就職委員が求人に関して病院・施設・給食受託会社から訪問を受けた場合に卒業生が就職している場合には、卒業生の評価を聴取したりしている。また、卒業生が学科で開催している生涯学習である「管理栄養士国家試験対策講座」に参加することや自ら直接学科内の教員と連絡をとり、状況を聞く場合も見受けられる。大学の卒業生に関しても卒業生の情報に関する聴取内容は、学科内で共有し、本学科の教育活動へ反映する仕組みについて、学習成果や三つの方針との関連を吟味しながら、学科で検討している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、学生が卒業後の進路を明確に描き、適切に就職・進学できるよう、進路支援を組織的に展開している。まず、就職指導委員会を中心に担任・副担任、キャリア支

## 高知学園大学

援担当教員が連携し、学生一人ひとりの状況を把握しながら計画的に支援を行う体制を整えている。

学内にはキャリアセンターを設置し、求人情報や就職関連資料の提供、個別相談の実施などを通じて学生の就職活動をサポートしている。さらに、臨床検査技師国家試験合格に必要な資格取得に向けた補習や模擬試験、就職試験に対応した履歴書作成指導や面接練習を実施し、学生が実践的に準備できるよう支援している。

また、毎年度の卒業生の就職状況を分析・検討し、その傾向を学科会議で共有することで、求人先との連携強化や次年度以降の学生への指導内容に反映させている。進学希望者に対しては大学院進学に関する情報提供や研究活動の相談を行い、希望する学生が主体的に進路を選択できるよう支援している(備付-89「臨床検査学科」議事録)。

これらの取り組みにより、学生は在学中から進路意識を高め、計画的に準備を進めることが可能となっており、組織的で実効性のある進路支援体制が確立されている。

### <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

令和6年度にはWi-Fiが整備され、大学全体でICT化は前進したが、オンライン授業やICTツールを導入した授業において、学生が受け身になるのではなく、主体的に参加できるような教育方法を確立する必要がある。また、ICTを活用した多様な授業展開(反転授業、協同学習など)を通じて、学生の思考力や実践力を高め、学習成果を最大化するための教員の指導力向上が求められる。

授業改善について、実施している授業アンケートの回答率を向上させるための具体的な施策を策定し、実施する必要がある。また、アンケート結果を単に集計するだけでなく、その分析に基づいた授業改善を全学的に推進する仕組みを構築する必要がある。

就職については、全学生が自身のキャリアプランを主体的に考え、行動に移せるよう、キャリア教育と進路支援を一体的に強化する必要がある。さらには公務員・教員採用試験など、多様な進路を志望する学生に対し、専門的な情報提供や個別指導を行うための支援体制を整備する必要がある。

#### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、学習成果の獲得状況把握が最大の課題となっている。学習成果獲得状況は、GPAの差としてみられ、学生の個人差が非常に大きい。すなわち、GPAが下位の学生へのさらなる対応が求められる。

単位未修得がみられる学生の多くには、学習意欲の低下による授業の欠席が前兆としてみられる。授業の欠席に対しては補講等で個別に対応し、学習の機会を与え丁寧な対応を心がけているものの、学習意欲を取り戻すことができず、少人数ながら退学につながる学生がいる。必修科目における単位未修得は、時間割編成にも影響を与えることから、学習成果獲得の段階性を保障する上でも、定められた期間で学習成果の獲得に向けて果たす責任のあり方を各教員が改めて認識するとともに、時期に応じたアセスメントとそれを対応させる指導方法の確立が急務となっている。

もっとも重要なことは、管理栄養士免許取得に向け、学生が改めて栄養学分野に関する魅力と誇りを感じながら、学習意欲の維持・向上を図っていくことである。そのため、管理栄

## 高知学園大学

養士国家試験の合格に向けて、管理栄養士国家試験対策を担当する部会を中心に、学生への学習支援の成果を検証し、学習環境の整備等を充実させるよう検討することも課題である。

授業に関しては、個々の教員でコンピュータに対する認識や能力が異なるために、授業における利用や活用状況も教員により大きく異なる。そのため、管理栄養学科に所属する教員がコンピュータに対する能力の向上を図ることが必要である。特に、個々の能力を向上させることで、自身の授業に対して積極的にコンピュータやアプリを活用した授業を展開することに繋がると考える。

また、コンピュータやアプリを用いた授業の活用事例を学科内で共有することで、今後の利用促進や新たな活用に対するアイデアを生み出すことが期待できる。学生においてもコンピュータに対する利用頻度や能力は大きく異なり、能力の向上を図るためには授業等の課題を通じてコンピュータの積極的な利用を促す取り組みが必要と思われる。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科においては、学生が安定して学習成果を獲得できるよう支援を行っているが、いくつかの新たな課題も見られている。まず、オンライン教材やポータルサイトの活用など ICT 環境は整備されているものの、学生によって利用状況や活用スキルに差があり、学習管理や提出物の遅延につながるケースがあることから、ICT リテラシー向上への取組が必要である。また、補講や個別指導に依存する傾向が一部に見られ、自主的に学習計画を立てて主体的に取り組む姿勢を育む工夫が求められる。さらに、経済的背景やアルバイト状況、生活環境など学外要因が学習に影響する学生も存在し、家庭状況をふまえたきめ細かな支援体制の構築が課題となっている。

とりわけ、基礎学力や学習習慣の定着は低学年次からの支援が重要であり、初年次教育との連携強化や早期発見・対応の仕組みづくりが必要である。また、学生生活に関する意見聴取については、アンケート回収率の低下が続いており、双方向的に意見を反映する仕組みの強化が求められる。加えて、臨地実習においては慣れない環境や人間関係に起因するストレスを抱える学生が少なくないため、実習前後のフォローや実習先との連携強化による支援が不可欠である。

以上のように、臨床検査学科では学習支援の基盤は整っているものの、ICT 活用の格差、主体性の不足、生活背景の多様化、低学年からの習慣形成、学生意見の活用不足、そして臨地実習での支援といった課題が存在しており、これらに組織的に対応していく必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況  
まだ認証評価を受けていないため、記載すべき事項なし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和6年度のWi-Fi整備によりICT環境の基盤は整ったが、今後は学生が受動的な姿勢に陥ることなく、主体的に参加する教育方法の確立が急務である。教員はICTツールを単なる伝達手段としてではなく、反転授業や協同学習といった能動的学修を促進する手段として活用し、学生の思考力や実践力を引き出す指導力を高めなければならない。特に学科内での活用事例の共有を活性化し、教職員間のスキル格差を是正することで、全学的な教育の質の底上げを図る必要がある。

学習成果の獲得状況における学生間の格差、特にGPA低位層への対応は喫緊の課題である。単位未修得や学習意欲の低下は授業の欠席に顕著に現れるため、ICTを活用した出席管理や提出状況の把握を強化し、早期に予兆を察知して介入する手法を検討する。各教員は定められた期間内で学習成果を保証する教育上の責任を再認識し、時期に応じた適切なアセスメントに基づき、補修や個別指導を体系的に実施することで、学習意欲の減退による退学を未然に防止しなければならない。

授業改善の基盤となる授業アンケートについては、回答率の向上に向けた具体的な施策や実施方法の再検討を行う。単なる数値の集計に終わらせず、分析結果に基づいた具体的な改善策を学生にフィードバックする双方向の仕組みを整備する。学生が自らの意見が大学運営に反映されていると実感できる環境を構築することで、アンケートの形骸化を防ぎ、組織的な内部質保証の実効性を高めていく。

進路支援においては、キャリア教育と就職支援を一体的に強化し、学生が自身の将来を主体的に設計できる体制を整える。管理栄養士や臨床検査技師としての社会的役割や魅力を再認識させる機会を低学年次から設け、専門職としての誇りを醸成することで学習動機を維持させる。また、公務員や教員採用試験、大学院進学など多様化する進路希望に対し、専門的な情報提供と個別指導を行うための支援機能をキャリアセンターを中心に高度化させる必要がある。

臨地実習に伴う心理的負担や、経済的背景といった学外要因が学習に与える影響は無視できない。実習先との連携を密にし、実習前後のメンタルヘルスケアを充実させるとともに、学生個々の生活環境や経済状況を汲み取ったきめ細かな相談体制を堅持する。学生が抱えるICTリテラシーの格差や、多様な生活背景に起因する不安を組織的に解消し、すべての学生が安心して主体的な学びに専念できる包括的な支援体制を全学一丸となって構築していく。

## 高知学園大学

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料**
- 16 高知学園大学教員資格
  - 16 高知学園大学非常勤講師規程
  - 16 高知学園大学人事委員会規程
  - 16 高知学園就業規則
  - 16 高知学園大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲等について
  - 16 高知学園大学の教員人事に関する規程
  - 16 高知学園大学教員選考基準
  - 16 高知学園短期大学教員の採用 16 昇任に係る手続き
  - 16 高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程
  - 16 高知学園大学研究倫理審査委員会規程
  - 16 高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領
  - 16 高知学園大学研究活動における不正防止計画
  - 16 高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
  - 16 高知学園大学研究倫理審査申請要項
  - 16 高知学園大学における公的研究費の管理 16 監査のガイドライン
  - 16 高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
  - 16 高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
  - 16 高知学園大学公的研究費の運用 16 管理に関わる調査委員会規程
  - 16 高知学園大学公的研究費の使用に関する不正防止計画
  - 16 旅費規程
  - 16 高知学園大学紀要編集委員会規程
  - 16 高知学園大学紀要投稿規程
  - 16 高知学園大学紀要査読要領
  - 16 高知学園大学紀要現行執筆要領
  - 16 高知学園職員の長期研修に関する規程
  - 16 海外教育視察助成要項
  - 16 高知学園大学教育組織規程
  - 16 学校法人高知学園組織規程
  - 16 高知学園大学学科会議規程
  - 16 高知学園大学 IR 推進室規程
  - 16 高知学園大学スタッフ 16 ディベロップメント（SD）委員会規程
  - 16 高知学園大学ファカルティ 16 ディベロップメント（FD）委員会規程
- 備付資料**
- 9 ウェブサイト
    - 「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」
    - ①「高知学園大学健康科学部 管理栄養学科」

②「高知学園大学健康科学部 臨床検査学科」

28 授業参観に関する資料

① 授業参観（目的）

② 授業参観アンケート

③ 事後検討会報告書

④授業改善計画報告書 [令和 6（2024）年度]

・公開授業に関する資料 ①授業改善に向けた公開授業の進め方、②授業改善に向けた公開授業計画書（書式）、③公開授業・事後検討会報告書

44 教員個人調書

45 過去 5 年間（令和元（2019）年度～令和 6（2024）年度）の教育研究業績書

47 外部研究資金の獲得状況一覧表

50 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 6（2024）年度]

53 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告 [令和 6（2024）年度]

55 研究活動に関する書類

① 研究活動計画書

② 業績報告書

③高知学園大学・高知学園短期大学学術機関リポジトリ登録申請書

・非常勤講師一覧表[令和 6（2024）年度]

・令和 7 年度予算要求資料の提出について

・公式サイト「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」①「高知学園大学管理栄養学科」、②「高知学園大学 臨床検査学科」

・高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック

・高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 4（2022）年度] [令和 5（2023）年度] [令和 6（2024）年度]

・学外研修受講に関する資料 ①学外研修受講報告書、②「学外研修受講報告書」記入要領

・授業アンケートに関する資料 ①授業アンケート結果集計資料 ②授業アンケート（質問項目） ③授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 6（2024）年度] ④授業アンケート自由記載コメント学科別課題

・SPOD 内講師派遣プログラム完了報告書

・SPOD 内講師派遣プログラムアンケート結果

61 教職員の健康診断

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

高知学園大学では、大学設置基準第 7 条、第 8 条の第 1 項と第 2 項及び第 10 条、さらに各学科の指定規則や法令、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和 7 年 5 月 1 日現在における本学の専任教員は教授 17 名、准教授 10 名、講師 6 名、助

## 高知学園大学

教 3 名の合計 36 名である。大学設置基準第 10 条別表第一及び別表第二で定める教員数は 33 名、うち教授数は 17 名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。

専任教員の職位は、高知学園大学教員資格に基づき（提出-規程集）、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している（備付-教員個人調書、過去 5 年間（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）の教育研究業績書）。それゆえ、大学設置基準第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条を満たしている。非常勤講師についても、高知学園大学非常勤講師規程（提出-規程集）を定め、人事委員会で審議し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している（備付-非常勤講師一覧表）。

教員の採用、昇任は高知学園大学人事委員会規程（提出-規程集）に基づいて人事委員会を開催することとしている。人事委員会では、高知学園就業規則（提出-規程集）及び高知学園大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲等について（確認事項）、高知学園大学教員人事に関する規程（提出-規程集）、高知学園大学教員選考基準（提出-規程集）、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き（提出-規程集）に照らして審議している。

学生による指導補助者（TA 等）は配置していないが、学科の特性に応じて、実験・実習の補助を担う助手を配置し、教育の質を担保している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

令和 7 年 5 月 1 日現在における管理栄養学科の専任教員は、大学設置基準及び栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準、管理栄養士学校指定規則第 2 条に基づき配置している。教育内容を担当する教員数及び有資格者に関する基準を満たした教授 10 名、准教授 5 名、講師 3 名の合計 18 名であり必要数を充足している。また、本学科では助手を 5 名（うち管理栄養士の免許を有する者 4 名）配置して、有効な教育課程の運用を勘案し、主に実験・実習科目の授業実施の際には必要に応じて関わることをしている。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している（備付-44）。非常勤教員の採用も、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。各教員の教育研究活動に関する情報はウェブサイトで公表している。（備付 9「大学教員一覧」）。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置しており、教員の採用、昇任は就業規則、選考規定等に基づいて行っている。

本学科専任教員に関する学術情報と過去 3 年間の教育実績（本学における年間の授業担当コマ数）と研究業績や制作物発表の状況は以下の表のとおりである。

表Ⅲ-A-1-1 管理栄養学科における専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
宮本 恵美	教授	博士 (農学)	教育実績：R4/5.0 R5/10.1 R6/9.8 研究業績：有
徳広 千恵 (R5～)	教授	博士 (生活科学)	教育実績：R5/9.7 R6/9.7 研究業績：有
濱田 久美子 (R7～)	教授	修士 (教育学)	教育実績：— 研究業績：有

## 高知学園大学

柳川 悦子 (R6～)	教授	修士 (経営学)	教育実績：R6/6.5 研究業績：無
太田 直也	教授	文学修士	教育実績：R4/8.0 R5/8.0 R6/7.0 研究業績：有
相澤 徹 (R7～)	教授	博士 (医学)	教育実績：－ 研究業績：有
市原 庸寛 (R7～)	教授	修士 (教育学)	教育実績：－ 研究業績：有
吉村 斉	教授	博士 (教育学)	教育実績：R4/4.0 R5/4.0 R6/4.0 研究業績：有
生島 淳 (R6～)	教授	修士 (経営学)	教育実績：R6/6.9 研究業績：無
菊島 健児 (R6～)	教授	博士 (理学)	教育実績：R6/14.6 研究業績：有
鈴木 道代 (R7～)	准教授	修士 (教育学)	教育実績：－ 研究業績：有
古屋 美知	准教授	修士 (生活科学)	教育実績：R4/6.1 R5/10.6 R6/10.3 研究業績：有
鈴木 寛之	准教授	博士 (理学)	教育実績：R4/8.0 R5/12.4 R6/12.1 研究業績：有
中野 政之	准教授	博士 (医学)	教育実績：R4/4.0 R5/4.0 R6/13.4 研究業績：有
廣内 智子 (R6～)	准教授	博士 (生活科学)	教育実績：R6/9.8 研究業績：有
関 草路 (R6～)	講師	修士 (教育学)	教育実績：R6/8.9 研究業績：無
石井 愛子 (R6～)	講師	博士 (医学)	教育実績：R6/8.1 研究業績：有
沼田 聡	講師	博士 (学術)	教育実績：R4/8.8 R5/13.2 R6/13.2 研究業績：有

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、教授7名、准教授6名、講師1名、助教3名の合計17名の専任教員を配置している。大学設置基準第10条、第10条の2及び第13条で定める教員数は14名、うち教授数は7名であり本学科はこの基準を満たしている。専任教員のうち臨床検査技師の業務経験5年以上の教員12名が配置されており、臨床検査技師養成所ガイドラインの基準も満たしている。専任教員の職位は、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する内規等に基づいており、ウェブサイト（備付-9）で公表している。

## 高知学園大学

表Ⅲ-A-1-2 臨床検査学科における専任教員の職名、学位、教育実績・研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
佐藤 進一郎	教授	博士 (医学)	教育実績：R4/9.7 R5/14.0 R6/10.8 研究業績：有
松崎 茂展	教授	工学博士 博士(医学)	教育実績：R4/5.7 R5/11.8 R6/9.4 研究業績：有
奥宮 敏可	教授	博士 (医学)	教育実績：R4/8.2 R5/13.3 R6/12.1 研究業績：有
山中 茂雄 (R6退職)	教授	博士 (医学)	教育実績：R3/1.5 R4/7.0 R5/13.8 研究業績：有
森本 徳仁	教授	博士 (医学)	教育実績：R4/8.0 R5/14.3 R6/11.4 研究業績：有
村上 雅尚	教授	博士 (医学)	教育実績：R4/6.8 R5/12.8 R6/12.7 研究業績：有
椋 清美 (R6～)	教授	博士 (保健学)	教育実績：R6/12.9 研究業績：有
高橋 保 (R6退職)	准教授	学士 (保健衛生学)	教育実績：R3/1.5 R4/6.0 R5/6.0 研究業績：無
武市 和彦	准教授	農学士	教育実績：R4/11.6 R5/16.9 R6/14.3 研究業績：有
中村 泰子	准教授	修士 (医科学)	教育実績：R4/8.6 R5/18.4 R6/14.8 研究業績：有
小野川 雅英	准教授	博士 (医学)	教育実績：R4/6.8 R5/15.8 R6/16.7 研究業績：有
山崎 まどか (R6～)	准教授	博士 (保健学)	教育実績：R6/14.6 研究業績：有
上野 寿行 (R6～)	准教授	修士 (医科学)	教育実績：R6/9.9 研究業績：有
谷口 健太郎 (R6～)	講師	博士 (人間健康科学)	教育実績：R6/13.2 研究業績：有
福永 佐枝	助教	修士 (医科学)	教育実績：R4/4.0 R5/4.0 R6/17.3 研究業績：無
岩本 昌大	助教	修士 (保健学)	教育実績：R4/4.6 R5/5.1 R6/16.8 研究業績：有
尾立 公平 (R6～)	助教	修士 (医科学)	教育実績：R6/20.6 研究業績：無

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

高知学園大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-過去5年間（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）の教育研究業績書）。教育研究活動の状況については、各教員が当該年度の研究活動計画書と業績報告書（備付-研究活動に関する書類 ①研究

## 高知学園大学

活動計画書、②業績報告書)を提出し、その概要を公式サイト(備付-「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」)で公開している。公開中の教育研究活動は担当授業科目、学位、社会貢献等であり、近年の主な研究業績については国立研究開発法人科学振興機構が運営する researchmap とリンクを貼って公開することとしている。このように、学校教育法第113条と学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学の教員は、科学研究費補助金等外部資金の獲得に向けて努力をしているが、令和6年度の科学研究費補助金獲得状況については、応募6件のうち新規採択はなかった。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程(提出-規程集)、研究倫理申請について検討する高知学園大学研究倫理審査委員会規程(提出-規程集)を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。科学研究費に関しては、高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領(提出-規程集)に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園大学研究活動における不正防止計画(提出-規程集)、及び高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報(告発)処理に関する規程(提出-規程集)を定め、高知学園大学研究倫理審査申請要項(提出-規程集)に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン(提出-規程集)、高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針(提出-規程集)、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範(提出-規程集)、高知学園大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程(提出-規程集)、高知学園大学公的研究費の使用に関する不正防止計画(提出-規程集)を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園大学の教員の資格に関する内規(提出-規程集)において研究活動の必要性を示している。また、研究費や研究旅費を予算編成の方針(備付)や旅費規程(提出-規程集)等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック(備付)を作成して教職員へ周知し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園大学研究倫理審査委員会規程(提出-規程集)に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。研究倫理教育履修についても、教員の履修状況を把握している(備付-教育研究業績書)。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要があり、毎年1回発行している(備付)。編集は紀要編集委員会規程(提出-規程集)に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園大学紀要投稿規程(提出-規程集)、高知学園大学紀要査読要領(提出-規程集)、高知学園大学紀要現行執筆要領(提出-規程集)を定めて実施している。

専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程(提出-規程集)を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項(提出-規程集)を整備している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、各教員が授業及び研究に関する活動に進んで取り組んでいる。これらの教育研究活動については、ウェブサイト及び教育研究業績書（備付-9・45）等に公開している。令和6年度は、本学科の教員2名が科学研究費補助金を受けて研究活動を進めるとともに、4名が新規申請を行った（備付-46）。

それぞれの教員は、本学が定めた研究活動に関する規程や研究倫理に基づいて研究活動計画や報告書（備付-54①②）等を作成し、著作や論文の執筆や学会等での発表を行いながら個々の研究成果を社会へ広く還元している（備付-9・45）。管理栄養学科の教員は、学内での授業参観や学内外に向けた公開授業、FD・SD 活動研究発表会における発表等を例年実施している。それ以外でも、一部の教員はオンラインでの研修会等に参加することにより、FD・SD 活動に取り組むことで授業や学生指導へ活かすように努めている（備付-52・53）。また前期・後期実施している授業評価アンケートを参考にして、各教員は授業改善を継続して実施している。

なお、研究活動については、本学の研究倫理審査委員会規程及び研究に関する不正防止委員会規程等を遵守し、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース（eL CoRE）」あるいは科学技術振興機構「APRIN e-ラーニングプログラム（eAPRIN）」を受講して修了することを推進している。本学科では、令和6年度までに10名がeL CoRE を修了している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、分野ごとに専任教員を配置し研究活動を推進している。その成果は本学ウェブサイトに掲載される「大学教員一覧」（備付-9）を通じて公開されており、一定の実績が確認される。令和6年度の学科教員業績としては、著書2編、英文主論文4編、副論文10編、学会発表8件が報告されており、国際的な活動についても海外学会や共同プロジェクトを通じて進展が見られた。科研費申請状況については、新規申請2件、採択0件、継続2件であり、分担者は2名であった（備付-90）。

研究活動の実施に際しては研究倫理の遵守を重視しており、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を推奨した結果、18名が修了している。研究活動は本学の研究不正防止委員会規程および研究倫理審査委員会規程に基づいて運営されていることが確認された。また、研究成果を発表する機会は研究紀要等を通じて確保され、専任教員の研究時間の確保にも配慮されている。さらに、留学や海外派遣、国際会議出席に関する規程の整備も進められており、実際に本学科専任教員が中心となってラオス・プロジェクトチームの立ち上げ準備を行うなど、国際的な研究活動への展開も進んでいる。

教育面では、担任制の効果を高めるために担任1名と副担任2名による協働体制を導入し、業務分担と効率化を図るとともに、指導体制の強化に努めている。また、教員は日本臨床検査学教育学会に積極的に参加し、授業方法や教育手法の改善を進めている。以上より、本学科においては教育と研究の双方で、方針に基づいた取組と成果が確認された。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

高知学園大学の事務局体制は、学校法人高知学園の組織規程第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。さらに、事務局は庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、またキャリアセンターは高知学園大学キャリアセンター規程に、IR推進室は高知学園大学IR推進室規程に基づく体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長（配置している場合）、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署で専門的な職能を有し事務を遂行している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取り組みを組織的に行っている。

事務に関する規程としては、財務に関する会計規程、庶務に関する高知学園文書取扱規程、高知学園公印取扱規程、高知学園文書保存規程等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規程にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報共有を図るとともに課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能力の向上を図るため、大学設置基準第42条の3に基づいて高知学園大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程を定め、SD委員会を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図ることとしている。また、学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書（備付-58①）を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

事務局各課では、パソコン、電話やファックス、コピー機、プリンタ、書庫や金庫、全般的な文房具等事務処理に必要な情報機器や備品等を整備している。なお、防災対策は高知学園大学災害対策委員会規程（提出-規程集16）を定めて災害対策委員会を設置している。主な震災対策としては学生ヘルメット（タタメット）約950個、職員用ヘルメット約130個を常備し、各講義室、実験室には学生の避難誘導に必要な懐中電灯・笛・誘導灯等を入れた非常用持出袋を設置している。また、本学における防災で必要な事項を防災マニュアル（備付-71）として定め、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配付している。

情報セキュリティ対策については、高知学園大学情報セキュリティポリシー（提出 規程

## 高知学園大学

集 96) に基づき、高知学園大学情報セキュリティ対策基準（提出-規程集 97) を定めて遂行している。これらを審議するために高知学園大学情報セキュリティ委員会規程（提出-規程集 44) を定め、情報セキュリティ委員会を設置している。また、情報教育に関する審議を行うため、情報企画委員会規程（提出-規程集 34) に基づいて情報企画委員会を設置している。情報セキュリティに関する担当事務を学生支援課とし、学内 LAN のセキュリティ強化に努めている。さらに、重要書類の保管に関するセキュリティ対策としても、事務局各課は耐火金庫に保存することを徹底している。

本学では、学科会議において所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、学生指導支援においても事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。さらに、高知学園大学広報企画会議規程に基づいて設置した広報企画会議には教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行っている。キャリアセンターでは、学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

学生の成績記録については、学校法人高知学園の文書保存規程並びに学校教育法施行規則の定めに基づき保管している。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]**

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

高知学園大学では、各種会議・委員会において各学科の代表教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、各学科会議には職員も構成員となっている。本学では大学運営、学生支援及び教育研究において、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。また、学科教員間では学科会議規程（提出-規程集) に基づき定期的に会議を開催し、学生支援に関する事項や教育研究に関わる事項を共有し、検討している。また、事務局においては、事務局長を中心に毎朝課長・係長連絡会議で、各課の情報共有を図っている。このように、本学では教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

学校法人高知学園の組織規程（提出-規程集）第 3 条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR 推進室を設置することを定めている。高知学園大学の事務局体制は、庶務課、教務課、学生支援課、図書課の 4 課を、また高知学園大学 IR 推進室規程（提出-規程集) に基づく IR 推進室の体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、各課課長及び各係長、主幹、事務職員となる。

本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。このように、教育研究活動に関する責任の所在は明確である。

**【健康科学部管理栄養学科】**

学習成果の獲得に向けての教職員の組織や協働については、年度当初の教授会で運営方針とともに示される教育職員構成で役割と責任を明示している。（提出資料-21 教授会議事録）また、管理栄養学科においては、「管理栄養学科の運営に関するワーキング部会」を

## 高知学園大学

年度初めの学科会議で立ち上げ、担当の役割を明確にしている。(添付資料-89 各学科議事録) 教育活動や学生指導、学科教員が所属するそれぞれの委員会等の活動において役割が果たせるよう、組織的な連携体制を確保している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科では、学生の学習成果を確実に保証するため、学科長を中心に担任団、科目担当教員、実習責任者が役割を明確に分担し、組織的に協働している。各科目の到達目標や成績評価方法はシラバスに基づいて明記され(提出-9)、教育課程全体は学科会議において定期的に検証されることで、教育研究活動における責任の所在を明確化している(備付-89「臨床検査学科」議事録)。

また、学習支援や学生生活支援についても、担任団を中心に学生支援課・キャリアセンター・医務室と連携し、必要に応じて教員間で迅速に情報共有が行われている(備付-89)。特に学習成果の達成に課題を抱える学生については、科目担当教員による補習や担任による個別面談を組み合わせ、組織的に学修支援を実施している。

さらに、授業アンケート(備付-19)やFD活動、授業参観を通じて教育内容の改善に取り組み、教職員相互の協力体制を強化している。これらの取組により、本学科では教職員がそれぞれの責任を明確に果たしつつ、組織として一体的に学生の学習成果向上に努めている。

【区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。】

### ＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

高知学園大学では、大学設置基準第11条に基づいてスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程(提出-規程集)を定め、スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会(以下、「SD委員会」と表記)を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPOD研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書(備付)を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。令和6年度は、3名の職員がSPODフォーラム2024に参加する予定であったが、台風でフォーラムは中止となった。また、SPODフォーラム講師派遣プログラムには、3名が参加し、「現代学生の理解と関わり方」について学んだ。また、同法人内の高知リハビリテーション専門職大学の職員は5名が参加し、ともに研鑽した。

教員のFD活動に関しては、学則第3条に基づいてファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程(提出-規程集)を整備してFD委員会を設置し、毎年度研修会を実施している。令和6年度のSPOD加盟校内講師派遣プログラムによる研修会では、令和7年2月18日に小坂有資氏(香川大学)を迎え、「現代学生の理解と関わり方」を開催した。本学から参加した教員は19名であった。また、ともに参加した併設の高知学園短期大学で21名、同法人内の高知リハビリテーション専門職大学で20名の教員が参加した(備付-SPOD内講師派遣プログラム完了報告書)。

教員は、授業参観や授業アンケートを通して、各自が授業・教育方法の改善を行っている。例えば、教員による授業参観は、FD委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を

## 高知学園大学

検討し、作成された方針（備付）に基づいて実施している。授業参観終了後には当該学科のFD委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行っている。FD委員は事後検討会の概要を事後検討会報告書（備付）としてまとめ、教務課に提出している。これは教務課で閲覧することが可能である。さらに授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて改善計画報告書（備付）を教務課へ提出している。以上の報告書は教務課内で閲覧することができる。

さらに、前年度の授業参観担当者は改善を試みた授業を公開する公開授業も実施している。公開授業もFD委員会が作成した「授業改善に向けた公開授業の進め方」（備付）に基づいて実施することとしている。公開授業の事後検討会報告書（備付）も教務課で閲覧することが可能である。

また、本学では高知学園短期大学と合同で年1回、FD・SD活動研究活動発表会を開催している（備付）。この活動は、授業を中心とした教育方法及び学生指導の改善・発展を目指し具体的な方策を検討する機会とし、教職員が自らのFD・SD活動へ反映させること、さらに学内での相互交流を図る場とすることを目的としており、助手も含めた全教職員が対象となっている。令和6年度は7題の発表があった。特に、Microsoft365の活用課題の解決に向け、ICT機器への苦手意識を持つ教員を意識しながら、ICTに関するテーマでの発表を募ったところ、2件の発表があった。さらに、FD委員会企画として、情報担当教員によるICTを活用した授業のための公開授業を実施し、延べ14名参加した（備付-ICTを活用した授業のための公開授業参加者名簿）。

以上の活動を通して、本学は短期大学設置基準第11条の3に基づいてFD委員会規程を定め、多様なFD活動を適切に実施している。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科の教員は、学内での授業参観や学内外に向けた公開授業、FD・SD活動研究発表会における発表等を例年実施している。それ以外でも、一部の教員はオンラインでの研修会等に参加することにより、FD・SD活動に取り組むことで授業や学生指導へ活かすように努めている（備付-52・53）。また前期・後期実施している授業評価アンケートを参考にし、各教員は授業改善を継続して実施している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査技師の業務が、医師のタスク・シフト/シェアのために拡大された。タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣指定講習会を臨床検査技師免許有資格の教員18名中15名が受講しており、業務拡大に基づく新規内容の学生教育の充実に努めた。新カリキュラムに対応した教育内容（認知症や在宅医療関連）の研修を行い教育力の向上を目指した。学内のFD・SD活動研究発表会で1名の学科教員が活動の実践を報告し、研修会には教員全員が参加した。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

### <区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第89条に基

## 高知学園大学

づき、高知学園就業規則を制定し適用している。さらに、定年に関する規程、給与規程、旅費規程、退職手当に関する規程等を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第66条1項や10項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-61）やストレスチェック制度実施規程（内規）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。教員の採用、昇任は、高知学園大学の教員人事に関する規程、高知学園大学人事委員会規程、高知学園大学教員資格、高知学園大学教員資格に関する内規、高知学園大学教員選考基準、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程に基づいて対応している。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学では、法令及び学内諸規程に基づき、専門職養成に相応しい教員組織と、それを支える機動的な事務組織を適切に整備している。教職協働の文化が定着し、研究倫理や労務管理といったガバナンスの基盤も高い水準で維持されているが、将来の大学運営の高度化を見据え、以下の4つの視点から組織の質的向上を図ることが課題である。

#### (1) 組織の持続可能性とダイバーシティの推進

教員組織・事務組織ともに、将来にわたる教育研究の質を継承するため、計画的な人材確保と育成が不可欠である。現在は職位構成等の法的要件を十分に満たしているが、今後は若手・中堅層の積極的な登用や制度の充実を図り、次世代を担う人材を組織的に育成する必要がある。また、女性教職員の比率向上や実務家教員の活用など、多様な視点を組織運営に反映させるダイバーシティの推進に取り組み、組織の活性化と柔軟性を高めていくことが求められる。

#### (2) 教育研究支援とFD・SD活動の高度化

教員の教育研究能力を最大化し、それを学修成果へ直結させるための支援体制をさらに高度化しなければならない。特に外部資金（科学研究費補助金等）の採択率向上に向け、組織的なバックアップを強化し、研究実績を社会へ還元する仕組みを強固にする必要がある。また、FD・SD活動においては、個々の研鑽成果を「知の共有」として組織全体へ平準化し、ICT活用能力の向上を含めた「授業の質向上」が学生の満足度や学修成果にどう寄与したかを可視化・検証するサイクルを確立することが課題である。

#### (3) 事務組織のプロフェッショナル化とDXの推進

事務組織が単なる事務執行の場に留まらず、教学マネジメントを支える高度専門職集団（アドミニストレーター）として進化することが求められる。SD活動を通じて得られた知見を基に、事務プロセスのデジタル・トランスフォーメーション（DX）を断行し、業務の効率化と学生サービスの質向上を両立させる必要がある。また、IR推進室が分析する教学・経営データを組織全体で戦略的に共有・活用できる体制を構築し、エビデンスに基づく迅速

## 高知学園大学

な意思決定を支援する機能を強化していく。

### (4) 教職協働の深化とウェルビーイングの向上

教職員が相互の専門性を尊重し、対等な立場で大学運営に参画する「教職協働」をさらに深化させる必要がある。学科会議や各種委員会における連携を基盤としつつ、全学的な重要施策の策定において、教職員が一体となって取り組む機動的な組織運営を目指す。同時に、働き方改革やワークライフバランスの支援策を拡充し、ハラスメント防止の徹底を含む安心・安全な職場環境を維持することで、教職員のウェルビーイング（心身の健康と幸福）を向上させ、持続可能な教育研究拠点の形成を推進していくことが重要である。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

#### <根拠資料>

提出資料	17 学校法人高知学園寄附行為
備付資料	60 防災マニュアル
	63 校地、校舎（図面）
	64 図書館に関する資料
	①図書館概要
	②学外者のための利用案内
	③図書館報（らぶつく）
	65 防災訓練スケジュール表
	67 固定資産台帳及び備品台帳

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

#### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

高知学園大学の学生定員は520名であり、併設する高知学園短期大学の学生定員は460名（専攻科を除く）である。本学の校地面積は高知学園短期大学との共用を含めて48,640平方メートルであることから、大学設置基準第34条の規定を十分に満たしており、学生間の交流が十分に行えるための広い校地を有している。運動場用地についても、高知学園大学と共用して25,840平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、大学設置基準第35条の規定を満たしている。本学では体育館を保有していないが、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することができる。また、学園敷地内に女子学生を対象とした学生寮を設けているが、近年入寮希望者の減少により、建物の有効活用を図るため同一法人内の高知中学高等学校に移管することとなった。

本学の校舎面積については、高知学園大学との共用を含めて15,402平方メートルであることから、大学設置基準第37条の2の規定も満たしている。施設・設備・その他の物的資

## 高知学園大学

源の面積については 669 平方メートルであり（備付資料：校地、校舎（図面））。学生が交流や休息等に利用するのに適当な空地を十分に有し、中庭や 8 号館横には、学生が活用できるパラソル付きテーブルと椅子を設置している。校地と校舎の障がい者対応については、1 号館、3 号館、5 号館、6 号館、7 号館及び 8 号館の玄関口にスロープを整備し、その各 1 階には車椅子用トイレを設置している。8 号館にはエレベーターも完備している。

大学設置基準第 36 条に基づいて講義室 17 室（うち併設する高知学園短期大学との共用 13 室）、演習室 11 室（うち併設する高知学園短期大学との共用 2 室）、実験・実習室 21 室、情報処理学習室に当たるパソコン実習室 2 室（うち併設する高知学園短期大学との共有 2）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うのに必要な種類と数を備えている。本学では、専任教員は個室の研究室を用意しているが、専門性に応じて複数教員でひとつの研究室を使用する場合もある。本学は専門職学科及び通信による教育課程は設置していない。

各学科では教育課程編成・実施の方針に基づき施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している（備付資料）。

本学では、大学設置基準第 38 条に基づき、全学共通の教育研究施設として図書館を有している。図書館の面積は 974 平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が円滑に行えるよう、施設配置に配慮している（備付-64①②）。図書館では、教育研究に必要な学術情報の収集・蓄積・提供に加え、学生が個人またはグループで資料を検索・閲覧し、議論を通じて自主学習を行える場としての機能を充実させている。

図書の選定は、高知学園大学図書館選書要領に基づき、図書館運営委員会の審議を経て年 3 回実施しており、教育研究に資する資料の系統的な整備に努めている。利用価値が認められなくなった資料については、高知学園大学図書館文献管理内規に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時除却しており、選定・廃棄のシステムが確立している。

図書館では、図書館運営委員会規程に基づき、各学科からの要望を踏まえた図書館運営を行っている。令和 5 年に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した後も、「医中誌 Web」の臨時 ID/パスワード発行を継続し、Medical Online や電子書籍の学外利用設定も維持するなど、学習・研究環境の柔軟な整備を行った。

また、図書館報『らぶっく』（備付-64③）を発行し、学習支援機能や新着図書の紹介、教職員・学生による書評の掲載を通じて、資料利用の促進と読書活動の活性化を図っている。さらに、高知県立図書館との協定により、県内の公共・大学図書館からの資料を無料で取り寄せる体制を整えており、他機関との連携による資料提供にも努めている。

図書館では、学生の自主学習やグループ学習に対応したスペースを整備し、教室外での学習活動を支援している。令和 6 年 12 月には、老朽化により使用されていなかったらせん階段を撤去・平坦化し、そのスペースに畳敷きの読書コーナーを新設した。これにより、学生がリラックスしながら読書や学習に取り組める環境を提供している。

開館時間については、学生の要望を踏まえ、令和 4 年度より前期にも開館時間の延長を実施しており、前期は 19 時まで、後期は 20 時まで開館している。前期定期試験期間中は 20 時まで延長し、国家試験対策期間（12 月～2 月末）には土曜日・日曜日も開館するなど、学習環境の確保に努めている。令和 6 年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、図書館利用状況は表Ⅲ-B-

## 高知学園大学

1-2 に示すとおりである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和7年3月31日現在、高知学園短期大学と合算）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	81,748 冊
	雑誌（製本）	8,465 冊
年間受入数 （令和6年度）	図書	2,157 冊
	雑誌	90 種
	視聴覚資料	6 種
学術雑誌種類数		632 種
視聴覚資料数	DVDほか	1361 種
AV設備 （短大と共有）	DVD プレイヤー	パソコンで代用（6台）
パソコン （短大と共有）	蔵書検索専用	1 台
	一般用	16 台
座席（短大と共有）		106 席

表Ⅲ-B-1-2 図書館利用状況（令和4年度～令和6年度、高知学園短期大学と合算）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）	256	258	253
入館者数（人）	42,530	50,740	49,249
貸出冊数（冊）	5,588	5,608	5,299

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、特に栄養士法施行規則第11条の管理栄養士養成施設の指定の基準にある教育上必要な実験・実習のための部屋や機器及び消耗品等の整備を進め、さらに生化学実験や基礎栄養学実験等を想定した化学系実習室、人体の構造・機能及び疾病に関連した形態系実習室、生理系実習室、生体防御系実習室及び食品学実習室、調理実習室、給食経営管理実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室の整備充実をはかり、食育SATシステムやフードモデルの活用、各種検査用器具・機器類、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータを整備している。また人体組織標本（顕微鏡利用）・人体模型を使った授業や給食の実践に即した授業、つまり、管理栄養士の養成に必須な授業を実施するための専用施設、設備も導入し、効果的かつ効率的な学習が可能となるように配慮している。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科においては、教育課程編成・実施の方針に基づき、四年制大学発足時より、講義室および実習室の整備を行った。これらの施設には、プロジェクター、スクリーン、マイク、モニター等、講義および実習の実施に必要な機器を設置し、円滑な授業運営が可能となっている。また、専任教員には個別の研究室を整備し、また研究が円滑に進むよう実験室の配分を行っている。

あわせて、臨床検査技師養成所指導ガイドラインに準拠し、教育上必要とされる機械器具、標本、模型を整備している。さらに、臨床検査技師に関する法律施行令第8条の2の改正に

に伴い、令和 4 年度入学生より新カリキュラムを導入し、医療安全管理学実習においてタスク・シフト/シェアに必要な模型・機器を新たに整備し、教育に活用している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第 5 章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-17）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園で会計規程を整備している。さらに、会計規程施行細則、物品管理要領、物品購入審査規程（内規）、高知学園購買事務処理規程等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

危機管理については高知学園大学危機管理規程を定めて対応している。本学独自の危機管理マニュアルはまだ作成されていないが、基本的には高知学園短期大学危機管理マニュアルを準用することとしている。災害時の対応についても、高知学園大学危機管理委員会規程、高知学園大学危機対策本部規程を定めて対応することとしている。

さらに、災害対策については高知学園大学災害対策委員会規程に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-60）を作成している。また、災害時の迅速な安否確認のため「セコム安否確認システム」を導入しており、学生及び教職員を対象として、スマートフォンアプリをインストールした上で通知を受け取れる体制を取るようになってい

る。火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年 2 回実施している。毎年 1 回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する説明会と避難訓練を実施している（備付-65）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。セコム安否確認システムについても、年に複数回の安否確認訓練を行っており、災害時に応答できることを日常的に確認している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、照明を LED に切り替えるなど、計画を立てて順次行っている。

高知学園大学では、情報資産を守り、情報システムを管理するための方針として、高知学園大学情報セキュリティポリシーを定めている。この方針に基づいて、高知学園大学情報セキュリティ対策基準を定めており、学長が情報セキュリティ責任者、情報企画部長が情報セキュリティ実施責任者、事務局長が情報セキュリティ管理責任者となっている。日常的な監視やメンテナンスについては、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会が対応している。

学内資産となっているパソコンについては、セキュリティソフト ESET のボリュームライセンスを毎年購入しており、利用者が常時アップデートを行っている。その他の学内エンドポイント機器に関しては、セキュリティソフト導入の上、利用者に OS 及びソフトを最新に保つ旨、情報企画部長より通達している。また、UTM やスイッチ等の学内ネットワークの通信機器については、管理を業者に依頼しており、定期的にアップデートされている。

## 高知学園大学

図書館では、蔵書の増加に伴う書庫スペースの確保に向けた対応として、令和5年度に地階に配置されていたパソコン関係の資料を2階に集約し、製本雑誌書架の狭隘化への対処を行った。また、令和6年12月には、老朽化により長年使用されていなかったらせん階段を撤去・平坦化し、畳敷きの読書コーナーを新設することで、学生がリラックスして学習できる空間の整備を進めた。

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学では、学校法人高知学園の会計規程および関連する諸規程に基づき、施設・設備、物品等の組織的かつ適正な維持管理体制を確立している。消防設備等の定期点検や避難訓練の実施、携帯用防災マニュアルの全学的配付など、安全を最優先とする防災体制が整っており、情報セキュリティ面においても、ポリシーに基づいた厳格な責任体系と監視体制が運用されている。また、資産管理においても、購買事務処理規程等に基づいた透明性の高いプロセスが維持されている。

今後の課題は、施設・設備の老朽化対策の加速と、危機管理・環境保全体制のさらなる高度化である。短大のマニュアルを準用している危機管理体制については、大学独自の教育・実習環境を反映させたマニュアルの早期策定が必要である。また、環境保全への配慮については、照明のLED化に留まらず、全学的な省エネルギー・省資源に関する具体的な数値目標の設定や、ゴミの分別の徹底等を通じた学生の環境意識の醸成に取り組む必要がある。老朽化した設備については、学科のニーズを反映した計画的な改修（図書館の空間整備等）を継続し、教育研究活動を支える持続可能で安全なキャンパス環境の維持・向上に努めていくことが求められる。

四年制大学発足に伴い建設された新校舎（8号館）には、実習に必要な機器が設置され、令和4年度の新カリキュラム開始時点で新規に必要とされた機器・備品は概ね整備されている。一方で、高知学園短期大学時から継続使用している機器・備品の中には、耐用年数を経過しているものや、試薬の製造中止により使用に制限が生じているものが確認され、計画的な更新が必要とされる。また、8号館実習室には重量のある機器や棚が設置されており、地震発生時には破損や移動による危険性が認められる。同様の状況は2号館4階実習室にも見られるため、安全性確保に向けた固定等の対応が望まれる。

また、蔵書の増加に対する書庫スペースの根本的な確保には至っておらず、引き続き物理的な収蔵環境の改善が求められている。また、学習支援の場としてのラーニングコモンズの整備や、教科担当者との連携による図書館利用の促進など、ソフト面における学習支援機能の強化も今後の課題である。

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

提出資料

備付資料 68 学内 LAN の敷設状況  
70 パソコン教室平面図

〔区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。〕

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

高知学園大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。全学共通のネットワーク環境や学生用コンピュータに関しては、高知学園大学情報企画委員会規程に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。

教職員には、入職時に1台のパソコンが割り当てられるほか、教員の研究費や備品予算で個別に整備している。また、令和3年度より、Microsoft 365 (Office 365 A3 ライセンス) が導入されており、全学生、全教職員が1つのアカウントを所持している。本アカウントは、大学のPCで利用できるだけでなく、スマートフォンやタブレットも含め、1アカウントで5台の端末までMicrosoft Officeの導入が可能であり、技術サービス・ソフトウェアだけでなく、経済的な面からも学生の支援となっている。実際のユースケースでは、レポートやプレゼンテーション等の資料を作成することや、データ処理、グループ作業でのコミュニケーションツール、オンライン授業、ファイル共有等、授業内外で活用の範囲が広がっている。

学生への連絡や就職支援のために学生と教職員のみがアカウントをもつポータルサイトを運用しており、日常的なアナウンスやシラバスへのアクセスを提供している。また、図書館では、専用のサイトを運用しており、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスや電子書籍・電子ジャーナルを導入し利用に供している。

これらの技術的資源の利用に関して、学生は1年次の授業科目「情報機器の活用と発信」をはじめとするコンピュータ・リテラシー科目において、トレーニングを受けている。「情報機器の活用と発信」では、学内パソコンの使い方やアカウントの扱い、他の機器へのOfficeソフトやTeamsの導入、Officeソフトの使い方等について、初歩的な内容から広範に学習している。教職員については、入職時の説明会において、情報企画委員会から導入等の説明があり、各種マニュアルを整備している。

学内ネットワークに関しては、1号館に設置されているメインルータと全ての校舎のネットワークスイッチは光ファイバーケーブルで接続されており、令和6年度に1Gbpsから10Gbpsの高速なケーブル・スイッチに更新され、従来は7号館からイーサネット接続されていた8号館も光ファイバーとなっている。スイッチから各校舎内のほぼ全ての研究室・教室・実習室には、有線LANが整備されている(備付-68)。これらのネットワーク基盤は、学生の学習支援に活用されている。また、令和6年度にWi-Fiネットワークが整備され、実習室等を除く通常講義で使用される全て教室にはアクセスポイントが設置された。

学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナー・プリンターやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が64台、第2パソコン実習室が46

## 高知学園大学

台である（全てデスクトップ）（備付-70）。令和4年度には、多様な授業ニーズに対応するため、各パソコンにビデオ会議用 Web カメラとヘッドセットを導入しており、ハイブリッド授業にも対応できる機器を備えている。

また、これらとは別に、711 教室には、固定用と追尾用カメラを備えた講義録画システムを導入している。それによって、特別な事情で授業に出席できない学生に対して、教育の質保障を確保するようにしている。

これらの設備・機器に関しては、各学科が示す教育課程編成・実施の方針に基づいて適切な状態で利用できるよう、情報企画委員会でメンテナンスを計画・実施している。パソコン本体については、令和3年度にリプレイスを行っており、現在のところ、各学科の教育上の利用において特に問題は挙がっていない。ただし、対応を要する際には迅速に対応できるよう状況の把握を継続していく。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養学科では、教育課程の編成及び実施の方針に基づき、学生が高質な学習成果を獲得できるように実験・実習室及び機器・備品類の整備並びに更新に努めている。それらの機器等を活用することで、管理栄養士として必要な実践的な知識や技術の習得を目指す。また、管理栄養士として携わる職場の多くで、専門性の高い情報処理力や対象者が容易に理解することができるプレゼンテーション力（説明する力）が求められる。そのため、管理栄養学科では教養・基礎科目でパソコン実習室を用いた「情報機器とプレゼンテーション」と、選択科目として「情報機器の活用と発信」、「情報倫理」を選択科目として開講し、学生に対して情報機器に関する基本的な技術を習得させることで各専門科目に即応した情報技術力の向上に努めている。さらに、3年次の臨床栄養学実習や給食経営管理実習においては、経験豊富な教員による病態や対象者の状況に応じた栄養管理方法を学習するために、管理栄養士養成施設に必須の機器を整備して活用するなどの管理栄養士業務の実践に即した指導を行っている。加えて、4年次における卒業研究等に向けた技術的資源の整備も行っている。

### 【健康科学部臨床検査学科】

臨床検査学科においては、教育課程編成・実施の方針に基づき、情報系教員および職員による支援体制を整備し、技術的支援を行うことで学習成果の獲得に努めている。共同利用可能な機器・備品についてはメーカーによるトレーニング等を行いながら教員間で情報を共有し、有効に活用されている。授業や実習における連絡、課題提示、授業後の学生フォロー、さらには担任・副担任から学生への周知には Teams が積極的に活用されており、円滑な情報伝達に資している。特に臨地実習期間中には、毎週金曜日に本学で開催される班長会議において、幡多地域で実習を行う学生も Teams を介して参加し、各病院での課題を共有することが可能となり、実習の円滑な運営に寄与している。また、臨地実習生には日本臨床衛生検査技師会が臨床検査技師を対象に提供する e-ラーニングを利用できる環境が整備されており、学習機会の拡充が確認された。

## <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学では、情報企画部を中心とした組織的な管理体制の下、基幹ネットワークの高速化や

## 高知学園大学

クラウド環境の全学的導入など、教育研究活動を支える技術的資源を適切に整備している。また、リテラシー教育や遠隔実習支援など、ハード・ソフトの両面から学生の学習成果獲得を強力に支援しているが、将来の教育 DX（デジタルトランスフォーメーション）のさらなる進展を見据え、以下の2点を今後の課題とする。

### (1) BYOD化とそれに伴う物理的・ソフト的学修インフラの最適化

令和6年度の学内全域におけるWi-Fi環境の整備完了に伴い、BYOD化の方針が示されており、物理的な学修環境の利便性をさらに向上させる必要がある。また、学生の端末所持状況や活用実態を定期的に調査し、学生への支援策の充実を図ることが求められる。

### (2) 教学マネジメントにおけるデータ活用の高度化

学内ネットワークの高度化により蓄積される学習履歴やポータルサイトの利用データ等を、学生への個別支援や教育改善にさらに有効活用することが求められる。IR推進室と連携し、技術的資源の活用状況が学生の学修成果にどう寄与しているかを定量的に分析し、エビデンスに基づいた教育環境の改善（PDCA）を推進することが必要である。また、教職員に対するICT活用能力向上（FD・SD）を継続的に実施し、組織全体のデジタル・リテラシーを高めていくことも課題となる。

### 【健康科学部管理栄養学科】

管理栄養士が業務等で活用する機器は多岐に及び、また機器類の性能については日進月歩の発展がある。そのため、経験豊富な管理栄養学科教員が日々の研鑽を重ねることで学生に対してより実践的な指導を行っているが、十分な能力で対応するためには多大な労力と機器の更新等の経費を必要とする。

管理栄養学科では学生の専門知識の定着のため、前年度までに履修した管理栄養士国家試験関連科目の内容に関する習熟度試験（担当科目教員が問題を作成）や実力試験や模擬試験（管理栄養士国家試験対策を専門とする民間業者を活用）を実施し、学生が主体的に学ぶことを促している。これらの取り組みについても2年間のデータの蓄積結果を分析し、学生にも情報提供を行った。主体的に学ぶ学習への効果の検証は今後引き続き取り組んでいく。令和6年度には第2期生が管理栄養士国家試験を受験したが、管理栄養学科として学生が自主学習を自由に、且つ継続的に行うことができる教室等の確保については、臨床検査学科と協議しながらゼミ室等の共同利用ができ学修スペースの確保ができた。

### 【健康科学部臨床検査学科】

共同利用可能な機器・備品の使用に関しては、操作マニュアルおよび点検マニュアルの整備を進め、運用の基盤が整えられている。授業・実習ならびに担任・副担任からの連絡等にはTeamsが活用され、学生の反応は概ね良好で一定の効果が確認された。今後はさらに、活用範囲の拡大に向けた教員の技術的知見の向上等、体制強化が必要と思われる。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 14 計算書類等の概要  
18 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]  
19 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]  
20 理事会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
- 備付資料 9 ウェブサイト  
「情報の公表」  
44 教員個人調書  
46 専任教員年齢構成表  
47 外部研究資金の獲得状況一覧表  
67 固定資産台帳及び備品台帳  
71 財務情報 [令和 2 (2020) 年度]  
①財産目録  
②計算書  
72 財務情報 [令和 3 (2021) 年度]  
①財産目録  
②計算書  
73 財務情報 [令和 4 (2022) 年度]  
①財産目録  
②計算書  
74 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]  
①財産目録  
②計算書  
75 財務情報 [令和 6 (2024) 年度]  
①財産目録  
②計算書

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

高知学園大学における資金収支及び事業活動収支は、令和 2 年度以降、支出超過であった(提出-14)。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、長期借入金を計画的に返済し、健全に推移するよう取り組んでいる。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程(内規)に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体では、5 ヵ年計画として財務計画を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持しています。退職給与引当金等は退職手当に関する規程に基づき、目的通りに引き当てています。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目

## 高知学園大学

的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率について、令和 6 年度は、財務計画の下で大学は決算ベース 32.2 パーセントであり、学生の教育に必要な経費の支出に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、財務計画で適切に配分されている（備付-71②・72②・73②・74②・75②）。本学園では公認会計士 5 名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 2 回行われている。監査では、監事、内部監査室長、担当職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率について、令和 4 年度は 74.6 パーセント（収容定員充足率 75.8 パーセント）、令和 5 年度は 72.3 パーセント（収容定員充足率 71.5 パーセント）令和 6 年度は 59.2 パーセント（収容定員充足率 65.9 パーセント）で推移している。令和 4 年度、令和 5 年度、令和 6 年度における事業活動収支差額比率は、それぞれ -24.2 パーセント、-13.5 パーセント、-16.5 パーセントで、事業活動支出超過の状態である。このように、入学定員充足率に課題を残しつつも、それに相応した財務体質を維持できるよう管理していくこととしている。

学校法人高知学園及び高知学園大学は、中・長期計画として財務計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で（提出-17）、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（提出-18・19・20）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-14；備付-71①②・72①②・73①②・74①②・75①②）。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-67）。資金（有価証券を含む）の運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

**〔区分 基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕**

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

高知学園大学の将来像は、今後も「平和と友愛」に貢献できる専門職者を育成すること

## 高知学園大学

である。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園短期大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学として医療に貢献する免許・資格を取得できる学科を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が掲げる日本一の健康長寿県構想に寄与する人材を輩出するためには、高知県外に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門職者を育成し、将来にわたって高知県の健康増進に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。

一方、高知学園短期大学から継承される伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の申請及び採択件数が伸びていない点に弱みを感じている（備付-47）。

経常収支差額比率について、令和4年度は-25.5パーセント、令和5年度は-13.9パーセント、令和6年度は-17.3パーセントであり（提出-14）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて財務計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、さらには大学説明会への参加を行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取り組みを中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、入学定員確保と中途退学防止が挙げられる。しかしながら、完成年度を迎えた令和5年度に至っても定員の充足には至っていない。このことから、入学試験募集委員会と学生支援課を中心として活動方法の工夫を図ったうえで、入学生に対して、本学では各学科と事務局、及び各種委員会が連携して「学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進」、「教員の指導力の向上」、「中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実」、「学科の全教員の共通理解に基づく指導」、「経済的困難学生に対する相談体制の充実」等に努めている。人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-44・46）。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒアリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。現在の本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれているとはいえない状況である。なお、財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開し、本学のウェブサイト（備付-9「情報の公表」）からも閲覧することができる。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告することとし、危機意識の共有ができるよう取り組んでいる。

## 高知学園大学

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学は、学校法人会計基準及び関連諸規程に基づき、5名の公認会計士による外部監査や月次試算表による報告体制など、極めて厳格かつ透明性の高い財務管理体制を確立している。しかし、大学設置に伴う初期投資や入学定員充足率の低迷により、事業活動収支の支出超過が継続している。この現状を深刻に受け止め、持続可能な大学運営を確実なものとするため、以下の4点を喫緊の課題とする。

#### (1) 入学定員充足率の向上による収支構造の抜本的改善

令和6年度の入学定員充足率が59.2%(収容定員充足率65.9%)に留まっていることは、本学の財政基盤を揺るがす最大の要因である。広報戦略の抜本的な見直しを行い、SNSやWebを活用したデジタルマーケティングの強化、高校との連携深化、および地域ニーズに即した魅力ある教育プログラムの提示を通じて志願者確保を最優先で推進し、早期に事業活動収支を均衡させる必要がある。

#### (2) 中途退学防止と学修継続支援の組織的強化

学納金収入の安定化には、入り口(募集)だけでなく出口(卒業)までの定着率向上が不可欠である。各クラス担任、学生支援課、キャリアセンターの連携をさらに密にし、教務等のデータを活用した欠席・成績不振の早期察知体制を高度化する必要がある。経済的困難やメンタルヘルスの課題を抱える学生に対し、個別相談体制や奨学金支援を機動的に運用し、中途退学による欠員を最小限に抑制する。

#### (3) 教育研究活動の活性化を通じたブランド価値の向上と外部資金獲得

分析の結果「弱み」として認識している科学研究費補助金(科研費)の採択状況を改善するため、研究推進プロジェクトによる申請支援体制を強化する。専門職養成校としての教育の質を維持しつつ、教員の教育研究業績を向上させることで大学のブランド価値を高め、志願者増へと繋げる。また、受託研究や産官学連携の推進により、学納金に過度に依存しない多角的な財源確保の仕組みを検討していくことが課題である。

#### (4) 教学IRデータと連動した財務計画の高度化と資産の有効活用

法人全体で策定している「5ヵ年財務計画」の実効性を高めるため、IR推進室が分析する教学データと財務データを統合的に検証する体制を構築することが課題となる。教育研究経費の支出が学修成果や充足率向上にどう寄与しているか、費用対効果(ROI)を客観的に評価し、戦略的な資源配分を行うことが必要である。全教職員との経営情報の共有(危機意識の共有)を徹底し、組織一丸となって強固な財務体質の確立を目指す。

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況  
まだ認証評価を受けていないため、記載すべき事項なし。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学における基準Ⅲ(教育組織、施設・設備、技術的資源、財務)の改善計画は、現在の

## 高知学園大学

強固なガバナンスと高度な情報基盤を維持しつつ、喫緊の課題である財務構造の健全化と、教育 DX のさらなる推進を両輪として進めるものである。まず、教育組織の質的向上においては、研究推進プロジェクトを中心とした外部資金獲得支援を強化し、科学研究費補助金等の採択率を向上させることで、大学としての教育研究のブランド価値を高め、ひいては学生募集への波及効果を狙う。

施設設備および技術的資源の面では、令和 6 年度に完遂した 10Gbps の高速ネットワークと学内全域の Wi-Fi 環境を最大限に活用し、学生の BYOD（個人端末持込）を前提とした学修インフラの最適化を進める。また同時に、学生・教職員共に安心して利用できる安全なネットワーク運用のためのガイドラインを整備する計画である。

最も深刻な課題である財務状況の改善については、入学定員充足率の段階的回復と中途退学の抑止を最優先事項として取り組む。全学を挙げた学生募集戦略の再構築に加え、各種データを活用した警戒体制を確立し、経済的・心理的支援を機動的に提供することで学生の定着率を高め、学納金収入の安定化を図る。法人全体で策定した 5 ヶ年財務計画に基づき、長期借入金の計画的な圧縮を継続すると同時に、教育研究経費の優先的な配分を維持することで、経営環境の厳しさが教育の質の低下に繋がらないよう、厳格な予算管理と資源の最適配分を徹底していく。

これらの改善施策を統合的に推進するため、教職協働の文化をさらに深化させ、事務職員が専門的な見地から大学運営を支えるアドミニストレーターとして機能する組織づくりを推進する。毎年度の全学職員会における経営情報の共有を継続し、全教職員が危機意識を共有しながら、各自の専門性を組織的な目標達成へと繋げていく。18 歳人口の減少という厳しい外部環境を直視しつつも、地域医療を支える専門職養成機関としての社会的使命を果たすため、不断の自己点検・評価に基づく内部質保証のサイクルを確実に回し、持続可能で強固な教育基盤の確立を目指していく。

【基準Ⅳ 大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の意思決定]

<根拠資料>

- 提出資料 3 ウェブサイト  
「財務情報」  
16 高知学園大学学則  
17 学校法人高知学園寄附行為  
18 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]  
19 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]  
20 理事会議事録 [令和 6 (2024) 年度]
- 備付資料 76 理事長の履歴書  
81 理事・監事・評議員名簿

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた(備付-76)。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為(提出-17)第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。

また、寄附行為第18条第1項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程第4条及び寄附行為第29条及び第55条に基づいて、理事長は会計年度終了後3月以内に会計監査人及び監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

なお、令和2年度に限り、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して2月を超えて開催したが、これは緊急措置によるものである。事業報告と財務情報(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等)は、私立学校法第106条に基づき、ウェブサイトで公開している(提出-3「財務情報」)。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第18条第1項及び第19条第1項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、高知学園短期大学が受審した令和元年度認証評価の訪問調査においては監事として適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され(提出-18・19・20)、情報の伝達は円滑に行われている。

## 高知学園大学

関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や理事会運営規則、高知学園大学学則（提出-4）、組織規程、就業規則等、学校法人運営や大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第30条（役員を選任）に基づき、寄附行為第7条（理事選任機関）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-81）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第11条（理事の解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

### <テーマ 基準IV-A 大学設置法人の意思決定の課題>

本学園では、寄附行為および関係法令に基づき、理事長を中心とした健全かつ透明性の高いガバナンス体制を構築している。理事長は建学の精神を深く理解し、法人の代表として適切に業務を総理しており、理事会においても事業計画の決定や理事の職務執行の監督、認証評価への責任ある関与を組織的に実施している。

今後の課題は、令和7年度施行の改正私立学校法を見据えた内部統制体制のさらなる高度化である。現在は規程整備や監査体制を通じて法的責任を果たしているが、今後は文部科学省令に即した「内部統制システムの整備に関する基本方針」をより明確化し、理事の職務執行の妥当性を組織的に担保する仕組みを強化する必要がある。また、理事選任プロセスにおける評議員会との連携や意見聴取の透明性をさらに高め、学外の多様な視点を法人運営に反映させることで、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応できる強固な経営ガバナンスを確立していくことが求められる。

### <テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準IV-B 教学運営]

#### <根拠資料>

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 提出資料 | 1 学生生活と履修の手引き             |
|      | 16 学則                     |
|      | 23 教授会議事録 [令和4 (2022) 年度] |
|      | 24 教授会議事録 [令和5 (2023) 年度] |
|      | 25 教授会議事録 [令和6 (2024) 年度] |
| 備付資料 | 82 学長の履歴書                 |
|      | 85 各委員会議事録                |
|      | 86 評議会議事録 [令和4 (2022) 年度] |
|      | 87 評議会議事録 [令和5 (2023) 年度] |
|      | 88 評議会議事録 [令和6 (2024) 年度] |

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1の現状>

高知学園大学学長は、長年にわたる教育活動と教育行政の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。令和5年度までは併設の高知学園短期大学副学長として学長をサポートし、その間の経験で得られた大学運営に関する見識に基づいて（備付-82）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、大学設置基準第13条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則（提出-4）第55条に基づいて高知学園大学懲戒規程を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長が、高知学園就業規則及び学務分掌に基づいて統督している。

学長は、高知学園大学学長選考規程に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園大学教授会規程に基づき、教授会を大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第14条に定めるとともに教授会に周知している。毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針（提出-1、p.4~7）については評議会で検討し、その内容に基づいて教授会で審議することとしている。したがって、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

なお、教授会は高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程に基づき、高知学園短期大学と合同で開催することもある。教授会におけるすべての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（提出-23・24・25）。また、学長は高知学園大学評議会規程に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-86・87・88）。

評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-85）。委員会での検討結果が学則第14条（教授会の審議事項）に

## 高知学園大学

該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科会議規程に基づき、各学科に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている。

### <テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

まず、学生数、志願者数の増加が大きな課題である。そのためには、高校生や保護者から「選ばれる大学」になる必要がある。そこには大学としての魅力を再構築が求められる。そこで、具体的な策として5点を掲げている。

第1は教育内容の充実である。ここにはFD活動の活性化による個々の教育能力の向上、短期大学を含めた学科横断的な健康教育の推進と大学の参画、各学科における特色ある教育内容の企画・展開等が含まれる。

第2は教員の研究活動の活性化である。研究の質と量を高めることが授業力を向上させ魅力の発信につながるからである。

第3はICT教育の推進である。ICT教育関連機器やTeams等を活用した授業の実施を拡大するためには、Wi-Fi環境を含めたICT環境の整備が課題となる。

第4は就職先の確保と開拓が挙げられる。前身の高知学園短期大学生活科学学科・医療衛生学科医療検査専攻・専攻科応用生命科学専攻から続く就職率100パーセントの継続はもちろん、そこに関わる教職員の組織的・継続的な援助をさらに高めていく。

第5は高知学園の総合学園としての強みを活用することである。例えば、高知高等学校との高大連携事業の強化や高知リハビリテーション専門職大学との教育的環境の共有と人材交流等が挙げられる。

以上の5点を入口戦略の一環として確実に進めながら、本学の魅力を高校生や保護者へ積極的にかつ効果的に情報発信を行うことが課題である。コスト削減も重要な課題である。今一度経営資源の再点検を高知学園内各部局と連携しながら進めていく。そして、限られた予算の中で、質の高い教育・研究を展開するために、どこに何を重点的に配分していくのかを吟味し実施していく。

### <テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

高知学園大学学長は令和6年4月1日に着任し、高知学園短期大学学長を兼任している。

### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

#### <根拠資料>

- 提出資料
- 17 学校法人高知学園寄附行為
  - 18 理事会議事録 [令和4(2022)年度]
  - 19 理事会議事録 [令和5(2023)年度]
  - 20 理事会議事録 [令和6(2024)年度]
  - 25 評議員会議事録 [令和4(2022)年度]
  - 26 評議員会議事録 [令和5(2023)年度]
  - 27 評議員会議事録 [令和6(2024)年度]

- 備付資料 9 ウェブサイト  
「情報の公表」  
71 財務情報 [令和 2 (2020) 年度]  
④監査報告書  
72 財務情報 [令和 3 (2021) 年度]  
④監査報告書  
73 財務情報 [令和 4 (2022) 年度]  
④監査報告書  
74 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]  
④監査報告書  
75 財務情報 [令和 6 (2024) 年度]  
④監査報告書  
81 理事・監事・評議員名簿

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為（提出-17）第 23 条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている（提出-18・19・20・25・26・27）。また、会計規程第 4 条及び寄附行為第 29 条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、6 月末日までに理事会と評議員会に提出している（備付-71④・72④・73④・74④・75④）。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。内部監査室については、組織規程第 2 条に基づき設置し、適宜監査事務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は 21 名の評議員をもって組織することを寄附行為（提出-17）第 20 条で定めている。また、寄附行為第 5 条第 1 項では理事の定数を 10 名と定め、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織し（備付-81）、寄附行為に基づいて開催している（提出-25・26・27）。さらに、私立学校法第 42 条に基づいて諮問事項を寄附行為第 22 条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

会計監査人監査は、私立学校法第 86 条に基づき、計算書類及びその附属明細書、並びに財産目録を実施している。また、会計監査人は、独立した立場で会計監査を実施し、計算書類に全体として不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて監査意見を表明している。会計監査人による会計監査は、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性や会計処理のプロセスについての決算監査、期中監査を実施している。会計監査を担当する会計監査人と監事は、お互いの監査状況について報告することで情報共有や意見交換がなされている。また、監事

## 高知学園大学

または内部監査室と連携し、効果的な監査の実施に努めている。

### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学園では、寄附行為および関係法令に基づき、独立した監事、多様な背景を持つ評議員会、そして外部の専門家である会計監査人がそれぞれの役割を適切に果たしており、透明性の高いガバナンスの基盤が確立されている。しかし、私立学校法の抜本的な改正という大きな転換期を迎え、法人の自浄作用と監督機能をさらに実効性あるものにするため、以下の3点を今後の課題とする。

第一に、改正私立学校法の施行に伴う評議員会の役割変革とガバナンス構造の再構築である。評議員会がこれまでの諮問機関から、役員を選任・解任や寄附行為の変更を決議する「意思決定・監督機関」へと移行することに鑑み、評議員一人ひとりが負う法的責任の重さを改めて周知・徹底する必要がある。今後は、学外評議員の高度な知見をより戦略的に法人運営に活用できる仕組みを構築するとともに、理事会による業務執行を社会的な視点から適正に監視・牽制できる、より高度な内部統制体制への移行を円滑に進めていくことが求められる。

第二に、監事、内部監査室、および会計監査人の三者が情報を密に共有し、相互に補完し合う「三様監査」のさらなる高度化と実効性の向上である。現在は定期的な報告や意見交換が行われているが、今後は各監査主体が把握したリスク情報をより迅速かつダイレクトに共有できるパイプラインを強化し、法人運営の死角を排除する体制を強固にする必要がある。特に内部監査については、単なる事務処理の形式的なチェックに留まらず、大学運営の効率化やリスクの未然防止に資する「コンサルティング機能」を充実させ、監査結果を具体的な組織改善や業務プロセスの刷新に直結させていくことが課題である。

第三に、監査・評価結果のフィードバック体制の確立と情報の透明性向上である。外部監査や自己点検・評価によって得られた指摘や助言を、単なる是正対応で終わらせるのではなく、次期の事業計画や財務計画にエビデンスとして反映させる内部質保証のサイクルを確立しなければならない。会計監査人からの専門的な知見を事務局全体のデジタル化や業務効率化に活用するなど、監査を「経営の質を高めるための投資」と捉え、その成果をステークホルダーに対して適切に公開していくことで、地域社会からの信頼をより確固たるものにしていく努力が求められる。

### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

### [テーマ 基準IV-D 情報公表]

#### <根拠資料>

提出資料

備付資料 9 ウェブサイト  
「情報の公表」

## 高知学園大学

[区分 基準IV-D-1 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

### <区分 基準IV-D-1 の現状>

高知学園大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、ウェブサイトで公表している。また、財務情報は、私立学校法第 47 条に基づき、学校法人のウェブサイトで公開し、本学ウェブサイトからも閲覧することができるようにしている（以上、備付-9「情報の公表」）。

### <テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

本学では、学校教育法および私立学校法に基づき、教育研究活動の成果や財務状況に関する情報を Web サイト上で体系的に公開し、社会に対する説明責任を適切に果たしている。特に財務情報については、学園と大学の Web サイトを密に連携させることで、ステークホルダーが法人の経営状況を容易に把握できる体制を整えている。

今後の課題は、ガバナンス・コードの採用を明確化し、適合状況の公表することで経営の透明性をより高度なレベルで発信することである。また、公表情報のアクセシビリティ（見やすさ・探しやすさ）について、情報の受け手の視点に立ったさらなる利便性向上を推進していくことが求められる。

### <テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特記事項なし。

### <基準IV 大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

まだ認証評価を受けていないため、記載すべき事項なし。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学園におけるガバナンスと管理運営の改善計画は、令和 7 年度施行の改正私立学校法への完全適応を基軸とし、経営と教学が高度に連携した持続可能な運営体制の確立を目指すものである。法人ガバナンスの要となる理事会および評議員会については、新たな法的役割に基づき、評議員会を諮問機関から決議・監督機関へと円滑に移行させるための規程整備と組織改編を最優先で実施する。評議員一人ひとりが負う法的責任の重さを改めて周知するとともに、学外評議員の専門的知見をより戦略的に法人運営に反映できる体制を構築し、社会的な視点による経営の透明性と牽制機能を一層強化していく。

教学運営においては、学長のリーダーシップを支える意思決定プロセスの高度化を図る。評議会をハブとした機動的な運営体制を維持しつつ、今後は IR 推進室との連携をさらに深め、学生の学修成果や定員充足状況、退学率等の客観的データに基づく教学マネジメントを推進する。とくに、短期大学との合同運営のメリットを活かしつつ、四年制大学としての独自の研究・教育機能を最大化するためのリソース配分や組織再編について、学長主導による

## 高知学園大学

中長期的なビジョンの策定と実行を進めていく。

監査体制については、監事、内部監査室、および会計監査人の三者が情報を密に共有する「三様監査」をさらに深化させ、法人全体のリスク管理能力を向上させる。内部監査を単なる事務的な適合性チェックに留めず、業務の効率化や不祥事の未然防止に資するコンサルティング機能へと発展させ、監査結果を迅速に組織改善に直結させるフィードバック体制を確立する。これに合わせ、文部科学省令に即した「内部統制システムの整備に関する基本方針」を明確化し、理事の職務執行の妥当性を組織的に担保する仕組みを強固なものにする。

社会に対する説明責任と透明性の確保については、法令に基づく情報の公表を継続するだけでなく、ガバナンス・コードの採用とその適合状況の公表を進める。また、Webサイトのアクセシビリティ向上や情報の整理を通じ、ステークホルダーが本学の経営・教育状況を容易に把握できるポータル機能を強化することで、地域社会から真に信頼される大学運営を追求していく。

また、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの啓もうと教職員研修会の実施、相談窓口の周知を行う。以上の取り組みを確実に遂行することは、財務の改善・強化とも関連しており、各学校で「どんな学校にするか(特色)」「どのように知ってもらおうか(周知)」「どう入ってきてもらえるか(魅力)」に関する具体的活動に取り組む。